



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 10 日(火)
号外第 1 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **監査公告** 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表（3件）（8～10）・・・・・・・・・・ 2

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成16年度に係る監査結果（平成18年鳥取県監査委員公告第1号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県監査委員	石 差 英 旺
鳥取県監査委員	井 上 耐 子
鳥取県監査委員	上 村 忠 史
鳥取県監査委員	福 間 裕 隆

1 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

八頭中央森林組合（所管 八頭地方農林振興局）

（1） 監査結果

平成16年度鳥取県広域森林組合経営体制支援事業補助金について、補助対象とならない事業費を対象経費に算入していたため、補助金が過大な交付となっていた。

（2） 講じた措置

平成18年7月に八頭中央森林組合から41,226円の補助金が返還された。

2 監査結果報告書に添付された監査意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

（1） 企画部、商工労働部、農林水産部及び教育委員会共通

ア 監査意見

（ア） 県が出資する公益法人等の役員への女性の選任について（情報政策課、労働雇用課、生産振興課、林政課、水産課及び教育総務課）

鳥取県では、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きと暮らせる社会の形成を目指しており、その実現に向け、政策や方針決定の場に女性が参画しやすくするための環境整備に取り組んできている。

このような取組については、県が出資をしている公益法人等（以下「県出資法人等」という。）においても、また同様に期待される。

しかし、県出資法人等においては、その団体における方針の立案や決定等を行う理事会等の役員に、女性を選任していない団体が相当数見受けられた。

については、県は、女性の役員を選任していない県出資法人等に対し、その選任が一層進むよう働きかけられたい。

（イ） 講じた措置

県から出資法人等に働きかけた結果、県が出資する公益法人等で女性役員が選任されていない7団体のうち、社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会は女性役員が選任された。また、役員が出資者に限られ対応が困難なものを除き、その他の団体では今年度中に女性の役員を選任するか、又は次期改選時までに入選を行う方向で検討が進められることとなった。

（2） 文化観光局

ア 監査意見

（ア） 財団法人中海水鳥国際交流基金財団の運営等の在り方について（国内交流推進室）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団は、県と米子市が出資し、その基本財産の運用収入等により野生鳥類の調査研究等の独自事業を行うとともに、米子市から米子水鳥公園の管理運営業務を受託している。

しかし、当該法人の設立当初から、独自事業の実施に係るものを含め、職員の人件費のほとんどは、米子市から支払われる米子水鳥公園の管理運営委託料によって賄われており、さらに、近年は、基本財産の運用収入も設立時に比して半額以下となっているため、独自事業の展開が厳しい状況となっている。

また、米子市は平成18年4月から米子水鳥公園の管理運営を指定管理者に移行することとし、公募の結果、当面は当該法人が管理運営を受託することとなったが、将来、仮に当該法人が指定管理者から外れることになれば、当該法人の存続自体が危ぶまれるとも考えられる。

一方、平成17年11月に中海がラムサール条約に定める国際的に重要な湿地として登録されたことに伴い、中海が人にも水鳥にも住みやすい環境として保たれるように、当該法人の機能が一層発揮されることが望まれていると思われる。

については、県は、米子市と協議し、今後の当該法人の運営等の在り方について検討されたい。

(イ) 財団法人中海水鳥国際交流基金財団の財務規程の整備について（国内交流推進室）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団の会計経理に関しては、簿記の原則に従って明確に整理記録すべきことが当該法人の財務規程に定められている。

しかし、資産計上するのが適当であると考えられる備品を有していながら、固定資産及び減価償却に関する規定がなかったり、手許に現金を毎日保有しながら、小口現金の取扱いに関する規定がない等財務規程が十分には整備されていない状況が見受けられた。

については、県は、米子市と協議し、当該法人に対して、会計経理が簿記の原則に従って明確に整理記録されるよう、財務規程の適切な整備について指導されたい。

(ウ) 財団法人因幡街道ふるさと振興財団の運営等の在り方について（国内交流推進室）

財団法人因幡街道ふるさと振興財団は、石谷家住宅を中心に、智頭宿を交流拠点ゾーンとした因幡街道沿いの文化施設との連携を図った事業を展開し、地域住民の文化的意識の向上を図る目的で、県、智頭町等が出資して設立されたものである。

しかし、近年、石谷家住宅への入館者の減少等により、経営状態は相当に厳しくなっており、今後の運営等について改善が望まれるところである。

特に、当該法人の主要な目的の一つである、因幡街道沿い全体の振興に視点を置いた魅力ある事業展開が強く求められていると思われる。

については、県は、智頭町等関係市町と協議し、当該法人の運営及び事業活動の在り方について検討されたい。

イ 講じた措置

(ア) 財団法人中海水鳥国際交流基金財団がラムサール条約に登録された中海の自然環境保持や県民への環境学習を行う場の提供に果たすべき役割について米子市と相談していくこととした。また、基本財産の運用に関しては、平成17年度から県債を活用し、若干の改善（1.25パーセント→1.59パーセント）を図ったところであるが、環境保全や環境学習に関する県の補助制度の活用についても、引き続き米子市と相談していくこととした。

(イ) 財務規程の一部改正を行い、平成18年度から適正な会計経理を行うこととした。

(ウ) 財団法人因幡街道ふるさと振興財団と智頭町が関西方面で行ってきたPR活動の成果により、観光ルートに当該施設が組み入れられ、平成18年1月から3月までの入館者数は5,111人（対前年比54パーセント増）となった。また、因幡街道沿線の各施設と「流し雛行事」や「資料展示」による連携を図っており、今後の事業活動についても、引き続き智頭町等と相談していくこととした。

(3) 文化観光局及び教育委員会共通

保守点検に係る委託契約等への競争入札等の導入について（文化政策課及び家庭・地域教育課）

ア 監査意見

財団法人鳥取県文化振興財団は県民文化会館及び倉吉未来中心の、財団法人鳥取県教育文化財団は生涯

学習センターの管理をそれぞれ県から委託されているが、これらの施設のエレベーター、舞台装置等の機器等の保守点検に係る委託については、その多くが当該機器等の設計・施工業者又は納入業者と1者見積りによる随意契約を締結しており、その理由の多くは、他に当該機器等の保守点検を行うことができる者がいないというものである。

しかし、県の施設におけるエレベーターの保守点検に係る委託等については、従前、1者見積りによる随意契約であったものを競争入札に付したところ、予定価格に対する落札価格の割合が下がっている状況にある。

については、県は、両法人に対して、機器等の保守点検に係る委託について、安易に1者見積りによる随意契約を行うことなく、契約の公平性を確保し、より透明性を向上させる観点からも、競争入札の導入を積極的に図るよう指導されたい。

また、契約期間を複数年にすることにより、更に経費の節約が可能になると思われる。この複数年の契約方法は、保守点検に係る委託にとどまらず、清掃委託等についても有効と考えられるため、この点についても併せて検討するよう指導されたい。

イ 講じた措置

保守点検に係る委託契約等について、特殊な装置で交換部品が特定の業者しか調達できない等どうしても随意契約でなければならぬものを除き、財団法人鳥取県文化振興財団は26件中21件で、財団法人鳥取県教育文化財団は14件中9件で競争入札及び複数年契約を行った。

(4) 福祉保健部

ア 監査意見

(ア) 臓器移植に取り組む医療機関の増大について（医務薬事課）

財団法人鳥取県臓器バンクは、臓器移植の普及を図るため、県民に臓器移植医療への理解・協力を求める啓発を行うほか、実際に臓器提供の希望者が現れた時には、当該法人の移植コーディネーターが移植希望者までの橋渡しを行う等の活動を行っている。

このような活動により、本県では、臓器提供意思表示カードを知っている人及び実際に当該カードを持っている人の割合は、全国に比べ高くなっている。

しかし、このような状況であるにもかかわらず、当該法人の前身である財団法人鳥取県腎バンクが設立された平成6年4月以来、鳥取県内で臓器の提供があったのは2人のみ（平成17年12月末現在）であり、実際の臓器移植にはなかなか結びついていないのが現状である。

については、県は、当該法人と連携して、医療機関が臓器提供に取り組めない理由を調査し、その対策を検討する等、臓器移植が一層推進されるよう努められたい。

(イ) 複十字シール募金の募金手数料について（健康対策課）

財団法人鳥取県保健事業団が主催する複十字シール募金（結核予防募金）において、従来からの慣行により、特定の団体については、その会員が行った募金の額の一定割合を募金を取りまとめた手数料として、当該団体に交付している状況が見受けられた。

当該法人においては、街頭募金に係るものについては基準が定められているが、前述のような募金の取りまとめに対する謝礼的な手数料の交付についての明確な基準は定められておらず、また、当該団体のみに手数料を交付することについての説明も十分になされていない状況にある。

については、県は、当該法人に対して、当該募金の使途の透明性を図る観点から、募金手数料の在り方について検討を行うよう指導されたい。

イ 講じた措置

(ア) 県と財団法人鳥取県臓器バンクでは、医療関係者に臓器提供に必要な情報を提供し意見交換を行うため、平成15年度から鳥取県臓器移植実務者会議を設置して取り組んできた。しかし、十分な成果が得られていないことから、県と財団法人鳥取県臓器バンクは当該実務者会議にワーキンググループを設置して、テーマ別により具体的な問題点と解決策を整理し方策を検討することとした。

(イ) 手数料の交付目的及び交付先の明確化並びに手数料の支払い事務処理方法が統一されていないなど

の改善を図るため、手数料支払い事務に関する処理規程の整備を行うよう指導することとした。

(5) 生活環境部

生活衛生同業組合の加入率の向上等について（県民生活課）

ア 監査意見

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターは、出資者である飲食店営業、理・美容業、旅館・ホテル業等の各生活衛生同業組合と連携して、これら営業施設の衛生水準の維持向上等に努めているところである。

しかし、近年、各生活衛生同業組合の加入率は、かなり低下してきている状況にある。組合を通しての各営業者への指導を中心に活動している当該法人の現状を考えれば、組合加入率の低下は、関係営業施設の衛生水準の維持向上等へ悪影響を及ぼすことが懸念される。ついては、県は、当該法人に対して、各生活衛生同業組合の加入率の向上のための対策を早急に検討するとともに、組合員以外の営業者に対する指導、情報の提供等の取組を強化するよう指導されたい。

イ 講じた措置

生活衛生同業組合の加入率の向上については、財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターが主体的に取り組むべき事項である。県としては「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の制度が現状の社会情勢に対応しているのか等を検討することとした。

(6) 農林水産部

ア 監査意見

(ア) 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会の事務局の運営の在り方について（生産振興課）

財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会は、野菜の価格の著しい低落があった場合に、生産者へ補給金を交付して産地の育成を図る事業を行っているが、当該法人の事務局の運営経費は、年々厳しい状況となっている。

当該法人の事務局の運営経費は、平成 8 年度以降は財源の確保をその準備金の取崩しにより対応していたが、このままでは円滑な運営ができなくなるおそれがあるとして、平成 17 年度から 3 年間に限り、県、市町村及び農業団体による財源助成が行われる予定となっている。

しかし、平成 20 年度以降についてはその見通しが立っておらず、また、このような暫定的な支援を頼りにした当該法人の事務局の運営の在り方は、好ましいものとは言いがたい。

ついては、県は、当該法人に対して、事務局の運営経費の大半を占める人件費の在り方及び安定的な財源の新たな確保について、速やかに検討を行うよう指導されたい。

(イ) 株式会社鳥取林業サービスの会計処理に関する規程の制定について（林政課）

株式会社鳥取林業サービスの会計処理において、支出事務の決裁権限者である社長の決裁が行われていないものがあり、また、預金通帳及び代表印の保管について、保管責任の所在が明確になっていない等の状況が見受けられた。

これらの状況は、現金預金の出納・保管責任の在り方等について必要事項を明記した会計処理に関する規程が当該法人に定められていないことが大きく原因しているものと思われる。

ついては、県は、当該法人に対して、その実態を踏まえた、会計処理に関する適切な規程を制定し、その規程に沿った適確な事務処理を行うよう働きかけられたい。

(ウ) 財団法人鳥取県栽培漁業協会の事業の在り方等について（水産課）

県の栽培漁業センター（以下「センター」という。）は栽培技術の開発・調査研究を、財団法人鳥取県栽培漁業協会（以下「協会」という。）は種苗生産及び養殖技術の普及指導をそれぞれ行っており、双方が連携して栽培漁業の促進に取り組んでいるが、協会の設立目的は沿岸漁業の振興に寄与することであり、内水面漁業については業務の対象とされていないところである。

最近、センターでは、農業者等が新規に養殖に取り組み始めたホンモロコ、カジカ等の内水面における新たな栽培漁業についてもその試験研究に力を入れ、事業者からの相談に応じているが、これらに係る県内における種苗生産及び普及は、必ずしも進んでいるとは言えない状況である。

ついては、県は、協会、関係団体等と今後十分に協議し、内水面における栽培漁業への協会の関わり

方を含め、内水面における栽培漁業の促進の在り方について検討されたい。

イ 講じた措置

- (ア) 平成15年5月に在り方検討会を設置して継続して検討中である。運営費補助のなくなる平成20年4月からの運営体制については、平成18年度中に方向を決定するよう指導した。
- (イ) 株式会社林業サービスでは監査意見を踏まえ、平成18年4月以降決裁手続きを取っている。また、規程の整備については、平成18年5月の取締役会で今年度中に策定することが決定され、現在策定中である。なお、県としては決裁手続き及び規程の整備状況について定期的に検証を行うこととした。
- (ウ) 財団法人鳥取県栽培漁業協会では平成18年5月の理事会で、アユの種苗生産を検討することが決定された。なお、県は必要に応じて同協会に対する技術的支援を検討することとした。

鳥取県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成18年3月15日付鳥取県監査委員公告第2号から第4号までで公表した監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子
 鳥取県監査委員 上 村 忠 史
 鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

監査の結果	講じた措置
<p>1 試験研究機関の活動状況について</p> <p>(1) 研究活動について</p> <p>ア 実施体制について</p> <p>(ア) 機関評価は、鳥取県商工労働部産業技術センター研究・機関評価実施要綱及び鳥取県商工労働部産業技術センター運営協議会取扱要領により各評価者が各評価項目についてA、B、Cの3段階で評価しているが、集計方法及び評価結果の取りまとめ方が当該実施要綱等において明瞭に規定されていない。</p> <p>また、平成17年度の機関評価において、「人材育成業務」及び「連携交流業務」の評価項目について評価していない者が1名あった。(産業技術センター)</p> <p>(イ) 機関評価について、15課題もの多数の試験研究の外部評価と併せて、平成17年10月6日の1日で実施しており、日程的に厳しい状況が見受けられた。(産業技術センター)</p> <p>(ウ) 小型カレイ選別網の開発に係る共同研究において、民間企業と契約を締結しないで実施していた。(水産試験場)</p> <p>イ 研究テーマの選定と外部評価について</p> <p>(ア) 研究テーマの選定において、外部評価が制度として行われていない。(農業試験場及び園芸試験場)</p>	<p>平成18年6月に実施要綱を改正し、機関評価及び研究評価の評価基準、評価方法等について明記した。</p> <p>また、評価の実施に当たっては、外部評価協議会（評価委員会）の構成及び評価委員の選任方法を検討するとともに、評価漏れがないよう徹底することとした。</p> <p>評価資料はあらかじめ委員に送付して評価期間を確保しているが、委員会の開催方法等の見直しにより質疑等の時間を一層確保することとした。また、外部評価協議会の構成の見直しを行い、評価委員の分野別選任、評価協議会の分離開催等の検討を行うこととした。</p> <p>今後、共同研究する場合は契約を締結することとした。</p> <p>両試験場とも内部及び外部の委員との協議を経て新規課題は決定しているが、評価（採点）は実施していなかったため平成18年度評価までに実施要領を改正することとした。</p>

- | | |
|---|--|
| <p>(イ) 研究テーマを選定組織で選定する際に提出された研究計画の資料に、概算の予算額が示されていないものがある。(農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)</p> | <p>共通的な経費までは厳密な積算ができないが、平成 18 年度評価から概算予算額及び研究機関全体の予算額を記載することとした。なお、園芸試験場では平成 18 年 2 月の内部検討会から試行的に実施した。</p> |
| <p>また、研究開始年度の概算予算額は記載しているが、研究期間全体の予算額が示されていない。(衛生環境研究所)</p> | |
| <p>(ウ) 研究テーマを選定組織で選定する際に提出された研究計画の資料に、技術移転・普及の対象が明確に示されていないものがある。(産業技術センター、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場及び林業試験場)</p> | <p>平成 18 年度から技術移転・普及の対象の資料への記載を徹底することとした。</p> |
| <p>(エ) 外部評価の実施要領等の本文には評価項目、評価点等の評価基準が記載されておらず、結果を記載する様式である評価書に当該評価基準が規定されているため、評価基準が分かりにくい。(衛生環境研究所、産業技術センター、畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)</p> | <p>実施要領を改正し、機関評価及び研究評価の評価基準、評価方法等について明記することとした。</p> |
| <p>(オ) 外部評価の実施要領は水産試験場の場長及び栽培漁業センターの所長が共同で策定しているが、策定に係る記録が残されていない。(水産試験場及び栽培漁業センター)</p> | <p>平成 18 年度から実施要領の改正に係る記録を残すこととした。</p> |
| <p>(サ) 中間評価が制度として行われていない。(中小家畜試験場)</p> | <p>実施要領を改正し、中間評価を実施することとした。</p> |
| <p>(シ) 外部評価の会議において、1 日に 10 課題以上もの多数の研究テーマを評価者に説明しており、日程的に厳しい状況が見受けられた。(衛生環境研究所、産業技術センター、畜産試験場及び林業試験場)</p> | <p>評価資料はあらかじめ委員に送付するとともに委員会の開催方法等の見直しにより説明時間や質疑等の時間を十分確保することとした。</p> |
| <p>(ス) 現状では、各評価者が各評価項目の評価を点数化したものについて算出した平均点若しくは合計点又は A、B、C 等の評価段階の分布状況及び評価者の意見を総合的に判断して評価決定をしているが、各評価者が評価した各評価項目の集計方法及び集計した数値の評価方法について、外部評価の実施要領等において明瞭に規定されていない。(全試験研究機関)</p> | <p>実施要領等を改正し、機関評価及び研究評価の評価基準、評価方法等について明記することとした。</p> |
| <p>(セ) 外部評価の実施要領等の本文には評価項目、評価点等の評価基準が記載されておらず、結果を記載する様式である評価書に評価基準が記載されているため、評価基準が分かりにくい。(衛生環境研究所、産業技術センター、畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)</p> | <p>実施要領等を改正し、評価項目や評価基準を明記することとした。</p> |
| <p>(ソ) 研究テーマを中間評価の対象とするか否かについての選定基準について、実施要領では客観性が乏しく、不明確な規定となっている。(衛生環境研究所、水産試験場及び栽培漁業センター)</p> | <p>実施要領等を改正し、研究テーマを中間評価の対象とするか否かについての選定基準を明記することとした。</p> |
| <p>(タ) 中間評価は研究の進ちよく状況、目標達成の可能性、継続の必要性(課題の取扱い)等を評価すべきものであるが、中間評価の評価項目が事後評価の評価項目と同じとなって</p> | <p>実施要領等を改正し、中間評価に適した項目とした。</p> |

- いる。(農業試験場、園芸試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- (チ) 毎年データを集積して分析を行うモニタリング等の試験研究については外部評価に馴染まないため外部評価を行っていないが、実施要領に外部評価の対象外とする旨の規定がされていない。(農業試験場)
- (ツ) モニタリング等の試験研究の中には外部評価の必要性の乏しいものもあるが、すべて外部評価の対象としている。(衛生環境研究所)
- (テ) 外部評価に当たり、評価者へ試験研究の概要を説明する評価資料が、評価項目に沿った様式となっていないため、評価しづらいものとなっている。(畜産試験場及び中小家畜試験場)
- (ト) 試験研究の内容を説明した外部評価の会議を開催してから 2 月以上を経過して、外部評価結果の決定が行われている。(衛生環境研究所、産業技術センター、園芸試験場、中小家畜試験場及び林業試験場)
- (ナ) 試験研究の概要を説明する評価資料が外部評価の会議の当日に評価者へ配布されている。(園芸試験場)
- (ニ) 外部評価の会議に出席した評価者から、評価結果を記載した評価書が提出されていないものがあつた。(畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
また、提出された評価書に評価されていない評価項目があるままこれを受理し、そのまま評価の集計を行っていた。(衛生環境研究所、産業技術センター、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- (ヌ) 事前評価において試験研究の概要を説明する評価資料(研究計画書等)に、試験研究に要する概算の予算額が示されていないものがある。(畜産試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
また、研究開始年度の概算予算額は記載しているが、研究期間全体の予算額が示されていない。(衛生環境研究所)
- (ネ) 中間評価又は事後評価において試験研究の概要を説明する評価資料(研究成果報告書等)に、試験研究に要した経費の支出額が示されていないものがある。(衛生環境研究所、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- (ノ) 外部評価の対象となる試験研究の内容を説明する外部評価の会議に、3 名以上の評価者の欠席があつた。(農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場及び林業試験場)
また、評価を辞退する評価者があつた。(園芸試験場)
さらに、評価書が提出されなかつたこと、
- 実施要領等を改正し、土壌モニタリング調査等外部評価になじまない項目は、対象外である旨を明記することとした。
- モニタリング要素の大きい試験研究であっても、その必要性、目的、方法等について外部評価を受けることが適当であるものばかりであるため、引き続き対象とする。
様式を見直すこととした。
- 一部の機関は平成 17 年度から改善を行ったが、残りの機関についても平成 18 年度の評価から速やかに評価決定を行うこととした。
- 平成 17 年度から 10 日前に評価資料を評価者へ配布することとした。
- 評価結果の未提出がないように十分確認することとした。また、記入漏れを確認し、未記入の場合は記入を依頼することを徹底することとした。
- 平成 18 年度の評価から資料に概算予算額及び研究期間全体の予算額の記載を徹底することとした。
- 共通的な経費など厳密な積算ができない部分もあるが、可能な範囲で、平成 18 年度評価から評価資料に試験研究に要した経費の支出額を記載することとした。
- 評価委員の見直し及び日程調整に努め、出席率を高めることとした。また、欠席者に対しては、後日評価を依頼することとした。

- 又は欠席により、1人又は2人の評価者で評価を実施したものがあつた。(畜産試験場)
- (ハ) 外部評価の評価結果の取りまとめにおいて、一般的には、各評価者が評価した総合的な評価項目である「総合評価」の平均値で判定を行うものと考えられるが、「総合評価」も他の評価項目と同様な一項目として集計して全体の平均値を算出し、総合的な判定を行っている。(水産試験場及び栽培漁業センター)
- (ヒ) 各評価者が評価した結果を取りまとめた評価結果の決定を口頭了解等により行っており、決裁の手続をとっていない。(農業試験場及び畜産試験場)
- また、水産試験場の場長及び栽培漁業センターの所長が集計を行っているが、決定についての決裁の手続がない。(水産試験場及び栽培漁業センター)
- (フ) 実施要領では林業試験場の場長が評価資料を評価者に送付するよう規定されているが、農林水産技術協議会林業部会の事務を林政課林業専門技術員室が行っているため、林政課林業専門技術員室が部会長林業試験場長の名義で配布を行っている。また、評価結果も場長に送付されず、林政課林業専門技術員室が受領し、評価結果の集計を行っている。(林業試験場)
- (ヘ) 評価結果の概要並びに外部評価委員の意見及びそれに対する対応をホームページにより公表しているが、研究テーマ別の評価結果(評点)については公開していない。(衛生環境研究所)
- (ホ) 外部評価の制度の概要は公表しているが、外部評価の運用方法を定めた実施要領は公表されていない。(産業技術センター、畜産試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- (マ) 外部評価の評価結果を決定してから1月以上を経過して、外部評価結果の公表が行われている。(林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- (ミ) 「太陽光や防虫ネット等を利用したスイカーハウレンソウの有機栽培体系」の事後評価の結果が公表されていなかった。(園芸試験場)
- また、「乾乳期間の短縮に関する試験」「フリーストール牛舎におけるカウコンフォートの検証」の総合評価の評価結果がそれぞれ2.7であるのに2.8と公表されていた。(畜産試験場)
- (ム) 外部評価において評価者から出された意見を公表していない。(水産試験場及び栽培漁業センター)
- また、評価者から出された意見に対する試験研究機関の対応について公表していない。(畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- (メ) 評価結果の公表について決裁の手続をと
- 総合評価の計算方法について見直しを行うこととした。
- 平成18年度評価から決裁手続きをとることとした。なお、農業試験場は平成17年度から改善した。
- 平成18年度評価から評価全般に関する事務を林業試験場で実施することとした。
- 平成18年度評価から評価結果もホームページで公表することとした。
- ホームページ等で実施要領を公開することとした。
- 平成18年度評価から評価結果を速やかに公表することとした。
- 公表漏れ及び誤りについては修正した。なお、今後はこのようなことがないよう起案等の確認を徹底することとした。
- 平成18年度評価から評価者から出された意見及びその意見に対する試験研究機関の対応について、ホームページ等で公表することとした。
- 畜産試験場は平成18年度評価から決裁手続きをとるこ

<p>っていない。(農業試験場及び畜産試験場)</p>	<p>ととした。なお、農業試験場では平成 17 年度から改善した。</p>
<p>ウ 成果の活用について</p>	
<p>(ア) 「遠隔教育コミュニケーション方式」ほか 3 件の職務発明について、職員の職務発明等に関する規則(昭和 52 年鳥取県規則第 40 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、職員が県に特許を受ける権利を譲渡したことを示す譲渡証書がなかった。(産業技術センター)</p>	<p>監査後、再度確認したところ 3 件とも職務発明認定時に譲渡されていた。いずれも他の文書綴りに保管していたもので、今後、文書管理を徹底し関係書類を一括保管することとした。</p>
<p>(イ) 「球形和紙の製造方法及び球形和紙の製造装置」ほか 2 件の職務発明について、研究員から勤務発明届が提出されてから知事の職務発明の認定が行われるまで約 2 月を要している。(産業技術センター)</p>	<p>産業技術センターは平成 18 年 1 月以降、勤務発明届提出後速やかに認定手続きを行っている。また、中小家畜試験場では今後、速やかに対応することとした。</p>
<p>また、「家畜の非手術的受精卵移植に用いる器具」の職務発明について、研究員から勤務発明届が提出されてから知事の職務発明の認定が行われるまで約 3 月を要している。(中小家畜試験場)</p>	
<p>(ウ) 「とりの泉」の品種登録の出願について、研究員から職務育成品種育成届出書が平成 14 年 3 月 11 日に提出されてから平成 17 年 4 月 15 日に出願されるまで多大な日数を要している。(農業試験場)</p>	<p>今後は届出書提出後、速やかに出願することとした。</p>
<p>(エ) 「選別機能付き曳き網」について研究員から勤務発明届が提出され、知事の職務発明の認定及び県への権利承継の決定が行われたが、その後、特許権の出願の手続が行われていない。(水産試験場)</p>	<p>平成 18 年 3 月 31 日付けで、特許権の申請手続きを行った。</p>
<p>(オ) 特許権の実施許諾を行っているが、県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領(平成 15 年 5 月 1 日付産開第 78 号商工労働部長通知)に基づく実施許諾台帳が整備されていない。(衛生環境研究所及び産業技術センター)</p>	<p>平成 17 年度末に実施許諾台帳を整備した。</p>
<p>(カ) 特許出願中の発明について、実施許諾契約を締結している相手から契約に基づく発明の利用の実施状況の報告を徴していない。(衛生環境研究所)</p>	<p>衛生環境研究所については平成 16 年度は契約締結時が年度末であったため報告は要しないこととしたが、平成 17 年度以降は報告を徴した。また、産業技術センターについては平成 17 年度の実施料の算定に当たり、実施許諾契約締結先から利用実施状況を照会し、平成 17 年度の実施状況を把握した。</p>
<p>また、特許権に係る発明について、実施許諾契約を締結している相手から契約に基づく発明の利用の実施状況の報告を徴していない。(産業技術センター)</p>	
<p>(キ) 知的財産権の登録後 2 年以上活用されていないものがあり、活用が図られていない。(産業技術センター、農業試験場、園芸試験場及び林業試験場)</p>	<p>製品への実用化及び普及するためには特許技術のほか製品化に必要な改良や関係者の協力が必要であり、これらについて引き続き検討し、特許の活用を図ることとした。なお、産業技術センターの消滅した特許は、技術開発後の企業ニーズの変化により製品化が見込まれなくなったもので、今後は、特許の審査請求時に特許活用の可能性も踏まえた特許登録の判断を行うこととした。</p>
<p>また、知的財産権が活用されずに消滅したものがあつた。(産業技術センター)</p>	
<p>(2) 機器等について</p>	
<p>ア 機器等の選定・導入について</p>	
<p>(ア) 機器等の導入に当たり、機器等の使用日数を想定して検討していなかった。(産業技術センター及び畜産試験場)</p>	<p>今後は機器導入の際は、使用目的のほか使用頻度も考慮することとした。</p>
<p>(イ) 畜産課が購入し、畜産試験場に保管換え</p>	<p>今後は文書決裁手続を行うこととした。</p>

<p>をして設置する機器の仕様書について、事前に場長の口頭の承認は得ているが、場長の文書決裁を受けていないものがあつた。(畜産試験場)</p>	
<p>また、事前に中小家畜試験場と畜産課で協議を行い、機器の仕様を決定しているが、場長の文書決裁を受けていないものがあつた。</p>	
<p>(中家畜試験場)</p>	
<p>(ウ) 平成 14 年度から平成 16 年度までに導入した機器の購入時期について、その多くが第 4 四半期に購入されており、機器の取得が遅延している。(産業技術センター)</p>	<p>平成 18 年度は従来年度当初に行っていた機器の仕様選定委員会を 3 月末に実施し、早期導入に努めた。また、平成 16 年度に導入した機器では、特殊な装置で機器仕様の確定、物品請求から納入までに約 5 か月を要した例もあり、今後は庶務集中局物品調達室物品調達担当と十分協議し早期に納入することとした。</p>
<p>(エ) 上架用ウインチの導入に当たり、3 者による見積徴取を実施しているが、伺書による業者選定が行われていない。(栽培漁業センター)</p>	<p>今後は伺書により業者選定を行い、適切に事務手続きを行うこととした。</p>
<p>イ 機器等の活用について</p>	
<p>(ア) 記録の不備、年度末の購入、故障等のためもあるが、使用実績が年間 10 日未満の機器がある。(衛生環境研究所、産業技術センター及び林業試験場)</p>	<p>衛生環境研究所は他に保有する同機種の機器が故障した際に部品を取るために保管していたものであり、不用決定することとした。産業技術センターは今後の利用状況、機器の性質等を吟味した上で、処分を検討するが、今後機器を導入する際は、複数の研究員が操作できるものを導入することとした。林業試験場は外部利用を含めた機器の有効活用を図るため、紹介用パンフレットを整備し、機器利用の普及啓発を図ることとした。</p>
<p>これらの中には、研究員の異動により機器が使用されていない状況が見受けられた。(産業技術センター)</p>	
<p>(イ) 中国 5 県の公設試験研究機関が所有する機器・施設の相互利用について、平成 16 年 3 月に「中国地方 5 県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定書」が締結されているが、同協定に基づく機器等の利用に関する取扱いが定められていない。</p>	<p>衛生環境研究所及び水産試験場は平成 17 年度末に利用規程を整備した。栽培漁業センターは平成 18 年 7 月までに整備することとした。なお、中小家畜試験場は該当する機器がない。</p>
<p>(衛生環境研究所、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)</p>	
<p>(ウ) 故障しているためもあるが、使用実績が年間 10 日未満の機器がある。(産業技術センター及び林業試験場) その中で、研究員の異動により機器が使用されていない状況が見受けられた。(産業技術センター)</p>	<p>今後の利用状況、機器の性質等を吟味した上で、処分を検討するが、今後機器を導入する際は、複数の研究員が操作できるようにすることとした。</p>
<p>(エ) 衛生環境研究所等の県の試験研究機関が活用しているが、機器の使用の申込み又は許可が口頭で行われ、関係する条例又は規則の規定に基づき、書面による手続が行われていない。(産業技術センター)</p>	<p>県の他の機関が利用する場合にあつても、規定に基づく手続きを行うこととした。</p>
<p>(オ) 技術開発サポートシステムにおいて、農業改良普及所を通じて新技術の導入を目指す農家に農業機械等を貸し出しているが、その利用に関する規程又は貸出機器リストを定めていない。(農業試験場)</p>	<p>貸出に関する規程を策定し、適切に管理することとした。</p>
<p>(カ) 所有する図書の閲覧を行っているが、その利用に関する規程が整備されていない。(産業技術センター及び水産試験場)</p>	<p>速やかに図書の利用規程を整備することとした。</p>
<p>ウ 機器等の管理について</p>	
<p>(ア) 物品管理システムによる備品シールを全</p>	<p>速やかに物品出納簿と現物との照合を行い、備品シ</p>

<p>備品にちょう付していなかった。また、物品出納簿と現物との照合を記載すべき検査票を作成していなかった。(農業試験場)</p> <p>(イ) 鳥取県物品事務取扱規則第 14 条に基づく物品出納簿と現物との照合が行われていなかった。(畜産試験場及び栽培漁業センター)</p> <p>(ウ) 遺伝子診断システムについては園芸試験場で保管され、共同利用されているが、物品出納簿に登録されている保管場所を畜産試験場実験室として誤って登録していた。(畜産試験場)</p> <p>(エ) 産業技術センターの鳥取庁舎及び機械素材研究所(米子市)に X 線を使用する機器が整備されているが、機械素材研究所においては、機器の使用に必要な資格を有している者が不在となっていた。(産業技術センター)</p> <p>(オ) 故障機器(顕微ラマン分光システム)で修繕されずに放置されているものがある。(産業技術センター)</p> <p>(カ) 故障中で修理されていないものうち、不用品処分を検討すべきものがある。(衛生環境研究所及び産業技術センター)</p>	<p>ールをちょう付し、及び検査票を作成することとした。</p> <p>速やかに物品出納簿と現物との照合を行うこととした。</p> <p>平成 18 年 1 月に物品出納簿の修正を行った。</p> <p>平成 17 年度に職員に必要な資格(X線作業主任者)を取得させた。</p> <p>故障機器の今後の利用見込み、修繕経費等を検討した上で修繕又は廃棄の処理を行うこととした。</p> <p>故障機器の今後の利用見込み、修繕経費等を検討した上で修繕又は廃棄の処理を行うこととした。</p>
<p>2 個人情報の保護の取扱状況について</p>	
<p>(1) 鳥取県個人情報保護条例等に基づく個人情報の取扱について</p>	
<p>ア 実地監査を実施した 5 機関のうち東部福祉保健局(健康支援課)においては、「難病患者の相談業務」について、個人情報取扱事務としての登録をしないまま、個人情報の収集等の事務が行われていた。</p>	<p>平成 18 年 3 月に登録を行った。今後はこのようなことがないように管理を徹底することとした。</p>
<p>イ 税務課、医務薬事課、東部福祉保健局及び鳥取商業高等学校の 4 機関において、登録簿への登録について、取り扱う個人情報の項目の登録漏れ又は誤り、個人情報の収集先の登録漏れ又は誤り、個人情報の経常的提供先の登録の誤り等の不適正な事例が見受けられた。</p>	<p>一部の所属を除き登録簿の内容を再点検し、修正を要するものについて変更登録を行なった。残りの所属も速やかに登録するとともに、今後はこのようなことがないように管理を徹底することとした。</p>
<p>ウ 医務薬事課の「保健婦助産婦看護婦等業務従事者届処理事務」及び「保健婦・助産婦・看護婦免許事務」は、事務の根拠法が「保健師助産師看護師法」と改正になっているにもかかわらず、登録簿の事務の名称では、従前の「看護婦」等のままとされており、「看護師」等に変更されていないかった。</p>	<p>速やかに登録簿を変更することとした。</p>
<p>エ 鳥取商業高等学校においては、登録簿の登録担当課である教育委員会事務局高等学校課から最新の登録簿の写しが送付されていない状況が見受けられた。</p>	<p>平成 18 年 2 月に、教育委員会事務局高等学校課から最新の登録簿の写しを各校に送付した。</p>
<p>オ 税務課における「税理士登録調査事務」は、税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)の規定に基づく税理士登録の申請に関連し、登録申請者が欠格事項に該当するか否かについて、日本税理士会連合会からの照会に対して回答する事務である。当該事務の目的を達成するために必要な個人情報は登録申請者の名前と住所のみであるが、税理士法第 21 条第 2 項の規定により登録申</p>	<p>平成 18 年 3 月に照会元である中国税理士会に対して、個人情報の提供が適切に行なわれるよう見直しを依頼した。</p>

<p>請書の副本が都道府県に送付されることとなっているため、結果的に県に不要な個人情報までが収集されることとなっている状況が見受けられた。</p>	
<p>カ 病院局においては、知事部局の要綱に当たる病院局全体としての基本的な取扱いの要領等は定められていなかった。しかし、電磁化された個人情報の適正な管理について定めた「鳥取県病院局情報セキュリティ対策基準及び手順」が整備されていた。なお、中央病院においては、「当院の個人情報保護方針」及び「当院の個人情報の利用目的及び取扱いについて」が策定され、院内に掲示されていた。</p>	<p>平成 18 年 4 月に鳥取県病院局個人情報保護事務取扱要綱を施行した。</p>
<p>キ 教育委員会においても、知事部局の要綱に当たる教育委員会全体としての基本的な取扱いの要領等は定められていなかった。なお、鳥取商業高等学校においては、所属独自の取扱要領は整備されていなかったが、予備調査の結果では、県立図書館、鳥取湖陵高等学校、智頭農林高等学校、米子南高等学校、境高等学校、鳥取盲学校及び皆生養護学校の 7 機関で所属独自の取扱要領等が定められていた。</p>	<p>教育委員会の基本的な取扱の要領は速やかに作成することとした。鳥取商業高等学校は独自の取扱要領を平成 18 年 4 月に制定したが、未制定の高校に対しても作成するよう指導を行った。</p>
<p>ク 東部福祉保健局（健康支援課）の「難病患者の相談」及び「結核患者等の相談及び訪問指導」においては、同事務が日常的に各家庭等を訪問する業務であることから、特段の手續等を経ることなく、必要に応じ、担当者が「特定疾患、結核の履歴カード（個人台帳）」を庁舎外に持ち出しているという状況が見られた。</p>	<p>平成 18 年 3 月から個人情報（個人記録簿）所外持出管理簿により、管理することとした。</p>
<p>ケ 関係者からの聴取等によると、鳥取商業高等学校においては、部活動等により勤務時間内に資料作成等の事務処理を行うことが困難であるため、一部の教員が、許可を得ないで生徒の答案用紙等の個人データを自宅に持ち帰り、資料作成等の作業を行っているという状況があると思われた。</p>	<p>平成 18 年 4 月に所属独自の個人情報取扱要領を制定し、個人情報の学校外への持ち出しを原則禁止とし、やむを得ず持ち出す場合には、管理責任者の許可を得よう全教職員への徹底を図った。</p>
<p>なお、高等学校生徒指導要録（個々の生徒の氏名、入学日等のほか、修得単位、評価等について要約して記録するもの）に記載されるまでの間の生徒の個人データの管理等は、学級担任、教科担任等の個々の教員に任されているという状況であった。</p>	
<p>コ 実地監査を実施した 5 機関のうち、税務課においては個人情報の保護に関する法律等に関するビデオ視聴による研修等が、東部福祉保健局（障害者支援課及び生活環境課）においては県民室主催の個人情報保護講座に参加した結果等の課内職員への伝達研修が、中央病院（医事課）においては病院が独自に定めた個人情報保護方針をもとに職員研修が行われていた。それ以外の機関については、特に研修会という方法での職員への意識啓発は実施されていなかった。</p>	<p>平成 18 年度は研修会を県内 3 カ所で実施し、全所属に対し積極的な参加を呼びかけることとした。</p>
<p>サ 予備調査の結果では、「県民室の職員による研修の受講」、「課内会議における職員への周知徹底」等を実施している状況も見られたが、271 機関のうち研修等を実施しているものは約 35 パ</p>	<p>所属独自の研修の実施やその他の研修の機会を利用して、職員への意識啓発を推進することとした。</p>

<p>一セントであり、全体として職員への意識啓発が十分とは言えない状況であった。</p>	
<p>シ 医務薬事課においては、執務室の面積が狭いいため、部外者から見えにくいようにするのは困難な状況が見受けられたが、このような執務室のスペースに起因する問題は、全庁的に共通する課題であると思われる。</p>	<p>平成 18 年 4 月から 5 月にかけて、個人情報の適正管理についての実態調査を全所属を対象に行ったところで、その結果を踏まえ、執務スペースも含め、関係課で部外者から見えにくくする方策を検討することとした。</p>
<p>ス 鳥取商業高等学校の職員室においては、各教員のパソコンの画面が入室者から容易に見える状況であった。</p>	<p>パスワード付スクリーンセイバーの設定と離席時のパソコンのふた締め励行を全教職員に徹底する措置を行ったが、部外者の立ち入り禁止措置や、職員室のレイアウトの変更については、現在の執務室の面積では対応困難である。</p>
<p>セ 中央病院及び東部福祉保健局以外のその他の機関では、個人情報を含む公文書等の保管庫等について、「施錠可能な保管庫であるが鍵を紛失している」、「施錠可能な保管庫であるが施錠していない」等、適切な管理とは言いがたい状況が見受けられた。</p>	<p>紛失した保管庫の鍵について速やかに新たに作成するとともに、施錠の不徹底については適切な管理について周知徹底を行った。</p>
<p>ソ 中央病院においては、カルテ等を院内で持ち運ぶ際は別として、特段の配慮はなされていなかった。</p>	<p>個人情報を含む起案文書を回付する際はファイルに入れて回付するなど個人情報部分が人目に触れないような措置を取ることとした。</p>
<p>タ 医務薬事課における起案文書については、係内で業務内容を共有するという理由から、一律に係員全員（医療行政担当 6 名）に回付している状況が見受けられた。</p>	<p>医療行政担当において、県民からの医療相談及び医療機関に対する医療監視業務に対応しており、反復継続する相談事例への適切な対応及び医療機関に対する指導のため、係員全員が情報を共有しておく必要がある。</p>
<p>チ 予備調査では、「執務室内にシュレッダーがない」又は「他課とも共用していない」との回答が 10 機関からあった。これらの機関における消去又は廃棄の方法は、「内容が分からないように細かく手で破いて廃棄」、「直接焼却場に持ち込みして処分」する等の手段であった。</p>	<p>10 機関に対しては、現状を踏まえ必要に応じシュレッダーの購入や共同利用等を別途指導することとした。</p>
<p>ツ 裏面利用のコピー用紙に個人情報が含まれていないか点検しているかについて、医務薬事課、東部福祉保健局（福祉企画課、健康支援課及び生活環境課）及び鳥取商業高等学校においては、特に点検は実施していないという状況であった。 なお、中央病院（医事課）においては、業務の大半が個人情報取扱事務であることから、一切、裏面利用を行っていないということであった。</p>	<p>裏面をチェックする担当者を置くことを指導することとした。</p>
<p>テ 監査委員事務局による実地調査の際、医務薬事課のリサイクルボックス内の裏面利用用紙を確認したところ、個人情報（氏名、年齢、学歴等）が記載されたものが 1 枚確認された。</p>	<p>裏面をチェックする担当者を置くことを指導することとした。</p>
<p>ト 東部福祉保健局は、管理する必要がなくなったレントゲンフィルムの廃棄処分の外部委託において、個人名が記載された箇所をマジックで消した上で受託者に渡すようにしていた。</p>	<p>平成 18 年度の委託契約書から個人情報が見えいた場合等における受託者の対応措置を明記した。</p>
<p>しかし、廃棄処分に関する委託契約書には、個人情報が漏えいした場合等における受託者の対応措置が明記されていなかった。</p>	
<p>(2) 電子データにより処理又は保管されている個人情報の取扱いについて</p>	
<p>ア 関係者からの聴取等によると、鳥取商業高等学校においては、勤務時間内に各種資料を作成</p>	<p>平成 18 年 4 月に所属独自の個人情報取扱要領を制定し、個人情報の複製を原則禁止とし、やむを得ず複製</p>

<p>することが困難なため、一部の教員が生徒の個人データを各自の端末から複製し、それを持ち帰って自宅で作業を行っている状況があると思われた。</p>	<p>する場合には、管理責任者の許可を得て行い、処理が済んだ後には当該データの消去を行うよう全教職員への徹底を図った。</p>
<p>イ 鳥取商業高等学校以外の 4 機関においては、パスワードが所定の文字数以上であり、かつ、文字列が想像しにくいものとなっている職員の割合は、20 パーセント未満という状況であった。鳥取商業高等学校では、ほとんどの職員がパスワードを所定の文字数以上に設定していた。</p>	<p>平成 18 年 4 月に関係機関の職員のパスワードの変更を行わせた。</p>
<p>ウ 5 機関において、パスワードを定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないようにしている職員の割合は、20 パーセント未満という状況であった。</p>	<p>定期的に変更するよう職員に周知徹底することとした。</p>
<p>エ 予備調査の結果では、パスワードが所定の文字数以上かつ文字列が想像しにくいものとなっている職員の割合が 20 パーセント未満の機関が、全体の約 8 割を占めていた。</p>	<p>平成 17 年度末に研修を実施するとともにパスワードの修正等を全所属に対して通知した。 また、平成 18 年度にセルフチェックを行うこととした。</p>
<p>(3) 個人情報取扱業務を外部委託する場合の取扱いについて</p>	
<p>ア 税務課、医務薬事課及び中央病院ともに、見積書を徴するに当たり、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることを相手方に告知していなかった。 なお、個人情報の保護に関する特記事項とは、委託契約において受託者に義務付けなければならない秘密の保持、再委託等の禁止、事故報告の義務等である。</p>	<p>今後、個人情報を取り扱う契約の場合は見積依頼書に個人情報の保護に関する特記事項を明記することとした。</p>
<p>イ 税務課の委託契約書においては、特記事項として明記されるべき「個人情報の取扱い」及び「提供資料の返還等」の条項が記載されていないかった。</p>	<p>今後は契約書に個人情報保護事務取扱要綱に定める「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を添付し、契約を締結することとした。</p>
<p>ウ 医務薬事課及び中央病院の委託契約書においては、特記事項として明記されるべき「再委託する場合の書面承諾」の条項が明記されていないかった。</p>	<p>今後、再委託する契約の場合は「再委託する場合の書面承諾」の特記事項を記載することとした。</p>
<p>3 県立学校の安全管理の状況について</p>	
<p>(1) 県立学校における毒劇物の管理について</p>	
<p>ア 専用保管庫については、施錠が可能であるにもかかわらず、16 校のうち 4 校 (25 パーセント) において、施錠されていない状況が見受けられた。</p>	<p>不適切な学校については、速やかに改善を行うこととした。</p>
<p>イ 専用保管庫が設置されているにもかかわらず、16 校のうち 7 校 (44 パーセント) において、一部の毒劇物が庫外に保管されており、中でも、倉吉東高等学校及び米子西高等学校では、理科準備室の冷蔵庫の中に食品と一緒に保管されている状況が見受けられた。</p>	<p>今後は区分保管を徹底することとした。</p>
<p>ウ 鳥取西高等学校、八頭高等学校及び鳥取中央育英高等学校では、劇物が理科準備室の机の上に放置されている状況が見受けられた。</p>	<p>今後は劇物を専用保管庫に管理することを徹底することとした。</p>
<p>エ 関係法令に基づき、専用保管庫には毒劇物だけを収蔵すべきであるにもかかわらず、16 校のうち 11 校 (69 パーセント) において、専用保管庫内に毒劇物以外の薬品が保管されている状況</p>	<p>不適切な学校については、専用保管庫に毒劇物以外のものを保管しないよう速やかに改善を行うこととした。</p>

<p>が見受けられた。</p> <p>オ 専用保管庫の鍵の保管について見ると、倉吉東高等学校及び鳥取中央育英高等学校では、鍵を専用保管庫の真上又は近くの壁に掛けていた。また、智頭農林高等学校では、所在が不明となっている鍵があった。</p> <p>カ 管理帳簿の作成について見ると、16 校のうち 3 校（19 パーセント）において不備が見受けられた。特に、八頭高等学校及び米子工業高等学校の 2 校では、管理帳簿が全く作成されていなかった。</p> <p>キ 保有する毒劇物のすべてについて管理帳簿が作成されている 13 校について見ると、毒劇物の種類ごとの在庫量、入出庫量等を記録する必要があるにもかかわらず、5 校において、毒劇物の購入又は使用の都度に行うべき入出庫量等の記録がされていなかった。</p> <p>ク 保有する毒劇物の種類及び数量について、現物と管理帳簿を定期的に照合して点検すべきであるにもかかわらず、13 校のうち 3 校において定期的な点検が行われていない状況が見受けられた。</p> <p>ケ 定期的な点検を行っている 10 校について見ると、米子南高等学校及び鳥取盲学校では毎月行われていたが、多くの学校では、年に 1 回程度の実施であった。</p> <p>コ 学校内のすべての専用保管庫について、床又は壁に金具等で固定する転倒防止措置が講じられていたのは、16 校のうち八頭高等学校及び皆生養護学校の 2 校（13 パーセント）のみであった。</p> <p>サ 容器について、16 校のすべてにおいて転落防止を図る枠を設ける等の措置が講じられていたが、ほとんどの学校では容器同士の衝突を防止する措置は十分には行われていなかった。</p> <p>シ 専用保管庫及び容器の表示については、16 校のうち 8 校（50 パーセント）において、適正な表示が行われていない状況が見受けられた。</p> <p>ス 16 校のうち 3 校（19 パーセント）において、一部の容器に、毒劇物の薬品名が表記されていない状況が見受けられた。</p> <p>セ すべての学校において、内容物の液垂れ等のため、毒劇物の販売事業者が販売時に容器に貼付したラベルの表記（毒劇物の薬品名、成分等）が読みにくくなっている状況が多数見受けられた。</p> <p>ソ 多くの学校において、平成 10 年 9 月の調査時点では以後の使用を想定していたものの現在では使用する見込みがなくなっている毒劇物又は調査漏れによる不要な毒劇物が相当量存在していた。</p> <p>タ 廃液等は誤飲、盗難等の事故を防ぐためにも、施錠可能な薬品庫又は理科準備室に保管すべきと考えるが、16 校のうち 3 校（19 パーセント）では、理科教室に保管されている状況が見受けられた。</p>	<p>倉吉東高等学校及び鳥取中央育英高等学校においては、職員の机に保管するなどの改善を行った。また、智頭農林高等学校では再度確認したところ、管理責任者の机上から発見され、今後は管理を適切に行うこととした。</p> <p>八頭高等学校及び米子工業高等学校においては、既に指導に基づき管理帳簿を作成した。残りの学校についても不備な点を速やかに改善することとした。</p> <p>不適切な学校については、今後は管理帳簿へ毒劇物の入出庫量等を適切に記録することとした。</p> <p>不適切な学校については、今後、毒劇物の定期的な点検を行うこととした。</p> <p>利用頻度が学校毎に異なるため、一律に点検回数を指導することはできないが、少なくとも利用のあった月には点検を実施するよう機会を捉えて指導していくこととした。</p> <p>不適切な学校については、速やかに金具等で固定する転倒防止措置を取ることとした。</p> <p>不適切な学校については、ボトルトレーを取り付ける等して速やかに容器同士の衝突を防止する措置を取ることとした。</p> <p>不適切な学校については、速やかに専用保管庫及び容器の表示を適切に行うこととした。</p> <p>不適切な学校については、速やかに毒激物の薬品名を表記することとした。</p> <p>不適切な学校については、速やかに毒激物の容器のラベルを書き直すなど改善することとした。</p> <p>廃棄に要する費用の予算要求を検討することとした。</p> <p>不適切な学校については、速やかに廃液等を施錠可能な薬品庫又は理科準備室に保管することとした。</p>
--	---

<p>チ 薬品事故に対する学校独自マニュアルの作成状況を見ると、16 校のうち 4 校（25 パーセント）のみの作成であった。</p>	<p>不適切な学校については、速やかに薬品事故に対する学校独自マニュアルの作成を行うこととした。</p>
<p>ツ 薬品事故に対する学校独自マニュアル又は参考指針を教職員へ周知し、万一事故が発生した際にその備えができていないかについて見たところ、16 校のうち 5 校（31 パーセント）では教職員へ周知が図られていたが、その他は不十分な状況であった。</p>	<p>不適切な学校については、速やかに薬品事故に対する学校独自マニュアル又は参考指針を職員会議等で周知徹底することとした。</p>
<p>テ 16 校のうち八頭高等学校、米子西高等学校及び鳥取豊学校の 3 校（19 パーセント）において、管理責任者が指定されておらず、また、これらの学校では、保有する毒劇物の現物と管理帳簿の定期的な照合及び点検並びに専用保管庫の鍵の管理が適切に行われていない状況が見受けられた。</p>	<p>速やかに毒劇物の管理者を指定するとともに、管理帳簿の定期的な照合及び点検並びに専用保管庫の鍵の管理を適切に行うこととした。</p>
<p>ト 管理責任者を指定している 13 校のうち、鳥取中央育英高等学校、米子工業高等学校及び倉吉養護学校の 3 校では、毒劇物の現物と管理帳簿の定期的な照合及び点検が行われていなかった。また、智頭農林高等学校、倉吉東高等学校、鳥取中央育英高等学校及び皆生養護学校の 4 校では、専用保管庫の鍵の管理が適切に行われていない状況が見受けられた。</p>	<p>今後毒劇物の現物と管理帳簿の定期的な照合及び点検を行うとともに、専用保管庫の鍵は管理責任者が適切に管理することを徹底することとした。</p>
<p>(2) 県立学校における刃物類の管理について</p>	
<p>ア 調理実習に使用する包丁について、16 校のうち 14 校（88 パーセント）では、殺菌機能を有する施錠可能な専用の保管庫（以下「包丁保管庫」という。）に収納されていた。しかし、鳥取豊学校では、包丁保管庫があるにもかかわらず、これを全く使用していない状況が見受けられた。</p>	<p>今後、使用する包丁を保管庫に収納することとした。</p>
<p>イ 包丁保管庫がある 14 校のうち 4 校では、包丁保管庫以外の場所（調理台、調理実習準備室の書類戸棚の上等）にも収納されている状況が見受けられた。</p>	<p>不適切な学校については、今後包丁保管庫等に適切に収納することとした。</p>
<p>ウ 被服実習に使用する裁ち物バサミは、かご又はトレイに入れて実習室又は実習準備室の机の上に置かれている場合が多く、保管庫に収納されているケースは少なかった。</p>	<p>保管庫の整備を進めていきたいが、保管スペースも限られているため、授業で使用する度に数量確認を行い、実習室等を施錠することとした。</p>
<p>エ 農業科、林業科、工業科等の実習に使用するせんていバサミ、鎌、ナタ、ノミ、ノコギリ等については、その多くが実習室の専用の保管庫等に収納されているものの、該当する 7 校のうち 3 校では、専用の保管庫等以外の場所（実習室の棚等）に置かれている状況が見受けられた。なお、これらの実習室は、実習を行っていない場合はおおむね施錠されていた。</p>	<p>不適切な学校については、ノコギリ等を施錠可能な工具用倉庫に保管するなど適切に管理することとした。</p>
<p>オ 備品に該当するものは別として、各学校では、取得価格が 3 万円未満の刃物類は備品ではないため、刃物類の種類及び数量を記録した帳簿等（以下「管理簿」という。）を作成しておらず、現物と管理簿の定期的な照合及び点検を行っていないかった。</p>	<p>不適切な学校については、速やかに刃物類の管理簿を作成するとともに現物と管理簿との定期的な照合や点検を行うこととした。</p>
<p>(3) 県立学校への不審者侵入対策について</p>	
<p>ア 不審者侵入対策に係る学校独自マニュアルの作成状況を見ると、16 校のうち鳥取東高等学校</p>	<p>鳥取東高等学校において不審者侵入対策に係る学校独自マニュアルを作成した。</p>

<p>を除く 15 校 (94 パーセント) で当該マニュアルを作成していた。</p> <p>イ 不審者侵入対策に関する訓練について見ると、16 校のうち、盲学校、聾学校及び養護学校を中心に 5 校 (31 パーセント) で当該訓練を実施している状況であった。</p> <p>ウ 学校独自マニュアル等に基づく訓練結果、教職員の研修受講、侵入者対策の施設整備の充実等を踏まえ、学校独自マニュアルを定期的に点検し、及び実践的に対応できるように見直しを行った学校は、16 校のうち米子南高等学校、鳥取聾学校及び皆生養護学校の 3 校 (19 パーセント) のみの状況であった。</p> <p>エ 16 校のうち 6 校 (38 パーセント) においては、所轄警察署との情報・意見交換会の開催、また、不審者の侵入の未然防止に向けた警察官のパトロール活動の実施等の連携が図られている状況が見受けられた。</p>	<p>不適切な学校については、不審者侵入対策に関する訓練を行うこととした。</p> <p>不適切な学校については、学校独自マニュアル等に基づく訓練結果等を踏まえ学校独自マニュアルを点検することとした。</p> <p>不適切な学校については、不審者侵入対策として関係機関と連携を図ることとした。</p>
--	--

監 査 の 意 見	講 じ た 措 置
<p>1 試験研究機関の活動状況について</p> <p>(1) 研究活動について</p> <p>ア 実施体制について</p> <p>(ア) 機関評価の実施に当たり、評価者の評価結果の集計方法及び取りまとめ方法を実施要綱等に明瞭に規定されたい。また、評価者の評価が適正に行われるよう、説明、質問等に十分な時間を確保するとともに、評価者の評価漏れがないようにされたい。</p> <p>(イ) 県民に試験研究機関の活動を分かりやすく公開し、自らの活動状況を評価し、改善していくために、試験研究機関の活動の方向性を示し、運営の基本原則となる運営方針の策定を検討されたい。</p> <p>(ウ) 共同研究体の構成を要件とする公募型の競争的研究資金(公募により提案された研究課題を審査し、採択された研究課題について委託、補助等により研究資金を助成するもの)が多いため、外部資金の導入及び産学官連携の推進の点から、他の機関、他県、大学及び民間との連携を今後一層推進し、必要な共同研究を実施されたい。</p> <p>(エ) 知的財産権の取扱い、役割分担、経費の負担等を明確にするために、共同研究を実施する際には、契約を締結されたい。</p> <p>(オ) 役割分担、経費の負担及び研究設備の取扱いを明確にし、知的財産権の取扱い、成果の公表及び機密保持が適切に行われるよう、共同研究について全庁で統一した標準契約書を策定されたい。</p> <p>(カ) 鳥取県技術サポートセンター事業共同研究実施要領(平成 14 年 6 月 14 日付産開第 62</p>	<p>実施要領を改正し、機関評価及び研究評価の評価基準、評価方法等について明記することとした。また、評価の実施に当たっては、外部評価協議会(評価委員会)の構成及び評価委員の選任方法を検討するとともに、評価漏れがないよう徹底することとした。</p> <p>産業技術センターなど既に策定しているところもあるが、平成 18 年度中に全ての試験研究機関で策定することとした。</p> <p>従来から他機関等と連携をしているが、今後も引き続き積極的に連携を図っていくこととした。</p> <p>共同研究を実施する際には契約の締結の徹底を図ることとした。</p> <p>共同研究の標準契約書を策定することとした。</p> <p>独立行政法人化の検討の中で共同研究の負担金の在り方について検討することとした。</p>

号商工労働部長通知)による共同研究契約書において、産業技術センターの施設で研究を行う経費については県が負担し、企業が所有する施設で研究を行う経費については企業が負担することとしているが、各々が使用した経費を実費負担することについて検討されたい。

(キ) 試験研究に係る国庫補助事業が縮小していく中で、外部資金を導入していくために、大学、独立行政法人等との情報交換を一層行なって共同研究の体制の整備を図り、公募型の競争的研究資金の積極的な申請を行われたい。なお、競争的研究資金の公募情報の収集に当たっては、情報の共有化及び情報収集の効率化を図るため、庁内で一元的に公募情報を収集把握し、及び提供する体制の整備を図られたい。

(ク) 県財政がひっ迫する中であっても産業振興等の点から必要な試験研究は実施していく必要があることから、試験研究の実施に当たっては、できる限り外部資金を獲得し、研究費に係る単県費の負担削減に努められたい。

(ケ) 経費の負担、知的財産権の取扱い、成果の公表及び機密保持が適切に行われるよう、受託研究について全庁で統一した標準契約書を策定されたい。

(コ) 研究開発に係る環境の改善及び試験研究機関の機能の向上に活用するため、民間企業等から研究を受託する場合、受託研究に実際に要する経費(人件費、材料費、光熱水費、事務費等)のほか、これに一定の割合を乗じた間接経費を受託料に算入するよう検討されたい。

イ 研究テーマの選定と外部評価について

(ア) 新たに開始する研究テーマの選定に当たっては、県職員以外の外部の有識者等による評価を実施されたい。また、研究に要する予算の概算額(人件費を含む。)及び技術の移転又は普及の対象を明確にして選定を行われたい。

(イ) 研究員のコスト意識を一層向上させるため、研究に要した予算の執行状況を把握し、研究テーマごとに適切な予算の執行管理をされたい。

(ウ) 外部評価の実施要領等については、決裁の手續により策定されたい。また、外部評価がどのような基準で行われているか分かりやすくするため、評価基準については、評価結果を記載する様式である評価書でなく、実施要領等の本文に規定されたい。

(エ) 試験研究の外部評価について、多くの試験研究機関で事前評価、中間評価及び事後評価が実施されているが、中には事前評価又は中間評価を実施していない試験研究機関も見受けられる。これらの試験研究機関についても事前評価及び中間評価を実施されたい。

庁内LANのデータベースを活用した情報交換システムを構築することとした。

出来るだけ外部資金を獲得し、単県費の削減に努めることとした。

受託研究の標準契約書を策定することとした。

今後の試験研究機関の独立行政法人化の議論の中で試験研究や相談業務を行う場合の受益者負担のあり方について検討して行くこととした。

研究経費又は研究成果の技術移転及び実用化についての評価項目又は基準を明確にして評価を実施することとした。

試験に要する経費の多くは、複数の試験にまたがって執行されたものであり、厳密な分析は困難であるが、概数での把握などにより予算管理を適切に行うこととした。

今後は、実施要領等について決裁の手續きを適切に行うこととした。また、平成18年度の評価までに実施要領等を改正し、評価基準を実施要領等の本文に記載することとした。

事前評価及び中間評価を実施していない試験研究機関については、平成18年度の評価から実施することとした。

- | | |
|--|---|
| (オ) 試験研究の内容を説明する外部評価の会議においては、評価者への説明時間及び質疑応答の時間を十分に確保して実施されたい。 | 評価資料をあらかじめ委員に送付して評価期間を確保しているが、委員会の開催方法等の見直しにより質疑等の時間をより多く確保することとした。 |
| (カ) 外部評価の結果がどのように導き出されたかを明らかにするために、各評価者が評価した各評価項目の集計方法及び集計した数値の評価方法を外部評価の実施要領等に明確に規定されたい。また、外部評価がどのような基準で行われているか分かりやすくするため、評価基準については、結果を記載する様式である評価書にではなく、実施要領等の本文に規定されたい。 | 平成 18 年度評価までに実施要領等を改正し、集計方法等を明記するとともに、評価基準を実施要領等の本文に明記することとした。 |
| (キ) 中間評価の対象とする研究テーマについては、対象とする基準を外部評価の実施要領等に明確に規定されたい。また、中間評価の評価項目が事後評価の評価項目と同じである試験研究機関にあっては、中間評価が研究の進捗よく状況、目標達成の可能性、継続の必要性(課題の取扱い)等を評価するものとなるよう評価項目の見直しをされたい。 | 平成 18 年度評価までに実施要領等を改正し、対象とする基準を明確にするとともに、評価項目の見直しを行うこととした。 |
| (ク) モニタリング等の試験研究について外部評価に馴染まないため外部評価を実施していないものがある場合は、実施要領において外部評価の対象外とするよう明確に規定されたい。また、外部評価の対象の選定に当たっては、一律にすべてを対象とすることなく、外部評価の必要性を十分検討し、精査されたい。なお、その際には、実施要領において評価対象外とする規定を明記されたい。 | 平成 18 年度評価までに実施要領等を改正し、外部評価の対象外の規定を明記することとした。 |
| (ケ) 外部評価の実施要領等については、決裁手続をとって作成し、公文書として保存及び管理されたい。 | 平成 18 年度評価から適切に決裁手続を行うこととした。 |
| (コ) 外部評価に当たり、試験研究の概要を評価者へ説明する評価資料が評価項目に沿った様式となっていないものについては、評価者の利便性を図るため、様式の改善を図られたい。 | 平成 18 年度評価までに様式の見直しを行うこととした。 |
| (サ) 各試験研究機関の評価基準についてはおおむね類似していると思われるので、各試験研究機関の間の評価結果の比較が可能となるように、評価基準の統一を検討されたい。 | 各試験研究機関により考え方が異なるが、可能な限り評価基準を統一する方向で検討を行うこととした。 |
| (シ) 外部評価の評価者については、県内の大学、関係団体等の有識者が大部分を占めているが、透明性を一層確保するために、県外の大学、研究機関等の有識者を評価者に加えることを検討されたい。 | 県内有識者であっても透明性は十分確保できると考える。 |
| (ス) 試験研究の内容を説明した外部評価の会議の開催後速やかに、各評価者が行った各研究テーマの評価結果を取りまとめ、外部評価結果の決定を行われたい。 | 平成 18 年度評価から速やかに外部評価の決定を行うこととした。 |
| (セ) 試験研究の概要を説明する評価資料については、評価者が外部評価の会議に十分な準備ができるよう、事前に配布されたい。 | 事前配布していない機関については、平成 18 年度評価から事前に資料を配布することとした。 |
| (ソ) 適正な外部評価が実施されるようにするため、会議に出席した評価者に研究テーマの評価項目のすべてを評価していただくよう取 | 日程調整や評価委員の選任の方法の見直し等を行い、外部評価の改善を行うこととした。 |

<p>り計られたい。また、外部評価の会議に評価者の欠席が多かった試験研究機関においては、出席状況の改善を図られたい。</p>	
<p>(タ) 費用対効果を評価する観点から、事前評価においては、試験研究の概要を説明する評価資料（研究計画書等）に試験研究に要する概算の予算額（人件費を含む。）を明記されたい。また、中間評価及び事後評価においては、試験研究の概要を説明する評価資料（研究成果報告書等）に試験研究に要した経費（人件費を含む。）の支出額を明記されたい。</p>	<p>多岐に渡る調査研究について、個々の正確な研究経費を積み上げることは困難であるが、コスト意識を持つことは重要であり、概算による予算額又は支出額を明記することとした。</p>
<p>(チ) 外部評価の評価結果の取りまとめについて、「総合評価」を他の評価項目と同等な一の項目として集計して全体の平均値を算出し、総合的な判定を行っている試験研究機関においては、その取扱いの見直しを検討されたい。</p>	<p>総合評価の計算方法について見直しをすることとした。</p>
<p>(ツ) 各評価者が評価した結果を取りまとめた評価結果の決定については、決裁手続をとり、公文書として保存及び管理されたい。</p>	<p>平成 18 年度評価から決裁手続を取り、公文書として管理することとした。</p>
<p>(テ) 林業試験場の外部評価の事務処理については、林政課林業専門技術員室ではなく、林業試験場において執り行われたい。</p>	<p>平成 18 年度評価から林業試験場で事務処理することとした。</p>
<p>(ト) 外部評価の実施要領、外部評価の研究テーマ別の評価結果、評価者から出された意見及びそれに対する試験研究機関の対応については、すべての試験研究機関において公表されたい。また、公表に当たっては、外部評価の評価結果の決定後速やかに行うこととし、かつ、公表漏れや内容を誤ることなく正確に行われたい。なお、評価結果の公表については、決裁手続をとり、公文書として保存及び管理されたい。</p>	<p>平成 18 年度評価から評価結果及び評価者からの意見を速やかに公表するとともに評価漏れ等がないようにチェックを徹底することとした。また、公表に当たっては適切に決裁手続を行い、文書管理を行うこととした。</p>
<p>ウ 成果の活用について</p>	
<p>(ア) 試験研究の成果は活用されてこそ効果が生じるものであるため、実用可能な研究成果については、普及組織等と連携して、研究成果の技術の移転及び普及を一層速やかに促進されたい。</p>	<p>従来から技術移転を行っており、今後も様々な機関と連携して技術の移転及び普及を進めることとした。</p>
<p>(イ) 技術の移転及び普及のために実施する講習会、現地技術指導等については、一律に無料とすることなく、技術の移転及び普及の対象及び内容を精査して、必要な場合には受益者負担を導入することを検討されたい。</p>	<p>受益者負担の導入について、検討を行うこととした。</p>
<p>(ウ) 成果の公表に当たっては、知的財産権の取得について配慮しながら、成果がまとまり次第、速やかに、かつ、県民に分かりやすく公表されたい。</p>	<p>ホームページ等様々な手段を利用して、速やかに成果を公表することとした。</p>
<p>(エ) 知的財産権の取得手続については、職員の職務発明等に関する規則、鳥取県職務育成品種規程（平成 8 年鳥取県訓令第 7 号）等の規定に従い、速やかに知的財産権の出願の事務手続を行われたい。また、その際には知的財産権を受ける権利を県に譲渡したことを示す譲渡証書等を遺漏なく職員から受領されたい。</p>	<p>知的財産権の創造等に関する条例の規定に基づき、速やかに手続を行うこととした。</p>
<p>(オ) 特許権の活用にあたっては、実施許諾台</p>	<p>平成 17 年度末に実施許諾台帳を整備した試験研究機</p>

<p>帳を整備するとともに、契約に基づく発明利用の実施状況報告を契約の相手方から徴取されたい。</p> <p>(カ) 取得した知的財産権については、積極的な P R を行う等その活用に取り組まれたい。また、知的財産権の登録の継続の可否について判断基準を定めて、適正に管理を行われたい。</p> <p>(キ) 県の試験研究機関の公開特許件数は全都道府県中最下位である。多額の研究費を投じて得られた試験研究の成果を活用するため、積極的に知的財産権の取得に取り組まれたい。</p> <p>(ク) 国内の公的機関が育成した登録品種の違法栽培、海外への無許可持ち出し等知的財産権が侵害される事件が起こっている。侵害事実を立証する遺伝子鑑定技術を開発する等県の知的財産権の侵害を防止する取組を積極的に図られたい。</p> <p>(ケ) 知的財産権の取得及び活用を図っていくため、知的財産権に関する知識及び取得手続について職員が十分な知識を修得できるよう、試験研究機関の職員に限らず、幅広く職員に研修を実施されたい。</p> <p>(コ) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）の規定に基づく登録品種の育成者権について、公有財産として公有財産台帳に登録されていない状況が見受けられるので、公有財産台帳に登録し、適切に管理されたい。</p> <p>(2) 機器等について</p> <p>ア 機器等の選定・導入について</p> <p>(ア) 機器等の導入に当たっては、試験研究上の必要性のみならず、使用頻度も考慮し、経済性・効率性の点にも配慮して検討されたい。</p> <p>(イ) 重要物品又は契約金額が一定額以上のものについては、予算執行の効率化を図ることを目的として、出納機関で使用する物品の集中取得にかかる事務取扱要領（昭和 43 年 3 月 7 日付発出第 106 号総務部長、出納長通知）により、出納機関において使用する物品の取得を本庁において行い、本庁で一括して購入契約を行うこととされている。これによれば、1 契約の予定価格が 300 万円以上の物品又は 1 個の予定価格が 200 万円以上の物品については、主管課において物品請求書等を提出し、取得の事務手続を行うこととされている。試験研究機関が本庁を通じて試験研究機器を取得する場合には、意思決定過程を明確にするため、本庁主管課が物品請求書に添付する仕様書について、事前に試験研究機関の長の決裁手続をとるようにされたい。</p> <p>(ウ) 物品取得の迅速化を図るため、本庁機関である衛生環境研究所及び産業技術センターの試験研究機器の取得においては、出納局による集中取得によらず直接取得することを検討されたい。</p>	<p>関もあるが、残りの試験研究機関についても平成 18 年度中に整備することとした。また、今後は、実施状況報告書を速やかに相手方から徴取することとした。</p> <p>今後、積極的に P R を行うとともに、知的財産の創造等に関する条例に基づく知的財産マネジメント委員会が知的財産権の登録の継続の可否について判断することとした。</p> <p>今後は、積極的に知的財産権の取得に取り組むこととした。</p> <p>今後、本県産品種の違法持ち出し等に係る情報収集に努めるとともに、ネットワーク形成を先行して行っている他県と連携して、対応強化を図ることとした。</p> <p>鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の施行に伴い平成 18 年度 6 月に研修を実施したところであるが、今後も引き続き実施していくこととした。</p> <p>速やかに公有財産台帳に登録し、適切に管理することとした。</p> <p>今後、機器導入に当たっては、使用目的のほか使用頻度も考慮することとした。</p> <p>試験研究機関の長の決裁を受けた仕様書に基づいて物品購入を行うことを周知徹底することとした。</p> <p>事務の効率化を図るため、庶務業務の集中化を行ったところであり、所属職員の負担や適正な入札執行等の観点から契約事務に精通している物品調達室が事務を行うことが適当と考える。</p>
---	--

<p>(エ) 機器の購入に当たっては、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）、鳥取県物品事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 12 号）等の規程に従い、予算を効率的に執行するとともに、機器の有効活用を図るため速やかに取得されたい。</p>	<p>今後は規則等を遵守し、効率的予算執行や機器の取得を徹底することとした。</p>
<p>イ 機器等の活用について</p>	<p>各機器の活用状況を精査し、必要な場合は不用品処分することとした。また、今後、機器を導入する際は、使用日数についても考慮に入れた上で、十分に検討することとした。</p>
<p>(ア) 使用日数の極めて少ない機器があったので、処分方法及び今後の有効活用について検討されたい。また、今後の導入に当たっては、使用日数も想定し、十分に検討されたい。</p>	<p>重要な機器については、使用記録簿を作成することとした。</p>
<p>(イ) 機器を有効活用し、また、保守点検又は更新の必要性を判断するためにも使用の記録が必要であるので、一定の重要な機器等については使用記録簿等の作成について検討されたい。</p>	<p>機器等の利用に関する取扱い規程を定めていない試験研究機関は速やかに作成することとした。</p>
<p>(ウ) 「中国地方 5 県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定書」に基づく機器等の利用に関する取扱いが定められていない試験研究機関にあっては、その取扱いを定めて、機器又は施設の相互利用の促進を図られたい。</p>	<p>県の他の機関が利用する場合にあっても、規則に定められた手続きを行うこととした。</p>
<p>(エ) 県の他の試験研究機関が機器等を利用する場合であっても、関係する条例又は規則に定められた手続きにより利用を許可されたい。</p>	<p>速やかに機器の利用規程等を策定するとともに図書の利用規程を定めることとした。</p>
<p>(オ) 技術開発サポートシステムについて、機器の利用に関する規程及び貸出機器リストを策定されたい。また、図書の利用についても、その利用に関する規程を定められたい。</p>	<p>今後は、機器等の管理を適正に行うこととした。</p>
<p>ウ 機器等の管理について</p>	<p>複数の者に資格を取得させること等により、人事異動へ対応するとともに、資格保有者を常時配置させることとした。また、その資格取得に要する経費は、公費で負担することとした。</p>
<p>(ア) 機器等には備品シールをちょう付するとともに、物品出納簿には保管場所等の登録を正確に行った上で、物品出納簿と現物との照合を年 1 回以上行い、照合年月日及び照合済の旨を検査票に記載して、機器等の管理を適正に行われたい。</p>	<p>保有機器全般について精査し、故障している機器については、今後の利用見込み、修繕経費等を検討した上で、修繕又は廃棄の処理を行うこととした。</p>
<p>(イ) 機器の使用に必要な法令に基づく資格を有する者を常時配置されたい。また、異動があっても対応できるようにするため、資格を有する職員が複数となるよう職員の養成を図られたい。なお、資格保有者の養成に必要な経費の公費負担についても検討されたい。</p>	<p>記録簿の必要な機器の整理、修繕及び保守点検履歴等の必要項目、記録方法等について検討することとした。</p>
<p>(ウ) 故障し、修繕されずに放置されている機器のうち修繕可能なものについては、試験研究の状況等も踏まえ、早急に修繕を検討されたい。</p>	<p>検査機器等、保守点検が特定の業者に限定されるものを除き、複数の者から見積書をとる等、適切な積算を行うこととした。</p>
<p>(エ) 一定額以上の機器等については、物品出納簿の修繕履歴では保守点検又は修繕の記録が不十分であるため、適正な維持管理を行うため、維持管理に関する記録簿を整備することを検討されたい。</p>	<p>検査機器等、保守点検が特定の業者に限定されるものを除き、複数の者から見積書をとる等、適切な積算を行うこととした。</p>
<p>(オ) 保守点検契約の予定価格の積算に当たり、複数の者からの見積書の徴取又は前年度業務の実績等の分析を行っていないものが見受けられるので、適切な単価及び歩掛による積算について一層努力されたい。</p>	<p>検査機器等、保守点検が特定の業者に限定されるものを除き、複数の者から見積書をとる等、適切な積算を行うこととした。</p>

<p>(カ) 故障し、修理不能な機器については、処分を速やかに行われたい。</p>	<p>保有機器全般について精査し、修繕不可能な機器については、速やかに廃棄処分を行うこととした。</p>
<p>(3) その他の意見</p>	
<p>ア 行政検査の外部委託化を進めているところであるが、衛生環境研究所の業務については、行政検査の割合が多いところであり、県民ニーズを踏まえた試験研究に対応していくため、今後とも一層行政検査の外部委託化を推進されたい。</p>	<p>各総合事務所生活環境局等が検査を発注する場合に、行政が行わなければならない必要性等を勘案し、可能なものは民間検査機関を活用することとした。</p>
<p>イ 産業技術センター機械素材研究所は、空き工場を改築して平成 16 年 4 月に開所されたところであるが、土地、建物とも面積に相当余裕が見られるので、起業化支援の施設設備を充実する等産業振興のために有効に活用されたい。</p>	<p>平成 18 年度に起業化支援室を 2 室増築したところであるが、土地及び建物の有効活用については、経済情勢、企業ニーズ等を考慮しながら引き続き検討していくこととした。</p>
<p>ウ 水産試験場の船員については、観測業務、コンピュータ解析等を行う研究員の補助業務を行うことも可能と考えられるため、船員の業務の在り方の妥当性について検証し、業務内容の見直しを検討されたい。</p>	<p>観測機器等の取り扱い及びコンピュータ等を利用したデータ収集の業務を船員の業務とする方向で検討することとした。</p>
<p>エ 栽培漁業センターにおいては、ホンモロコの養殖、東郷湖のシジミ漁の復活等内水面漁業の振興に資する試験研究に成果を上げているところであるが、内水面漁業の振興が地域の自立の大きな力になると思われるので、今後も一層内水面漁業の振興に資する試験研究に取り組まれたい。</p>	<p>既にも実施中で、今後も引き続き試験研究に取り組むこととした。</p>
<p>(4) 総括的意見</p>	
<p>ア 外部資金の導入について 全試験研究機関の研究費の総計に占める補助金等の外部資金の割合は 2 割程度と低い状況であり、人件費を含めたトータルコストで見ると、更にその割合は低くなるものと見込まれる。</p>	<p>従来から、産学官の連携及び外部資金情報の収集を行い外部資金の活用を図ることとしているが、引き続き外部資金の導入を図ることとした。</p>
<p>県財政がひっ迫し、更に試験研究に係る国庫補助金も減少していくことが見込まれる中、研究費の財源の調達のみならず、今後は公募型の競争的研究資金の導入が重要となってきている。</p>	
<p>産学官の共同研究体制の構築を募集の要件としている公募型の競争的研究資金が多いことから、産学官の情報交換等による連携を一層密に行い、外部資金の導入に努められたい。</p>	
<p>イ 試験研究の外部評価の適切な実施及び研究成果の技術移転の推進について</p>	
<p>試験研究の外部評価は、各試験研究機関が導入して以来、未だ、経過期間が短いことから、運営方法等の制度及びその運用について、今後、改善を進めていく必要がある。</p>	<p>外部評価の実施に当たっては資料の記載項目、評価基準等を見直すとともに技術の移転及び普及の手法を検討することとした。</p>
<p>試験研究の外部評価の実施に当たっては、内容の評価はもちろんのこと、費用対効果並びに研究成果の技術移転及び普及の観点についても重点を置いて外部評価が行われるよう努められたい。</p>	
<p>また、一定期間後の研究成果の技術移転及び普及の状況について評価・検証していく仕組みを検討する等して、研究成果の技術移転及び普及を一層推進されたい。</p>	
<p>ウ 知的財産権の積極的な取得と保全及び活用</p>	

ついて

県の試験研究機関の公開特許件数は全都道府県中最下位であり、また、平成 16 年度の知的財産権の実施許諾等の活用による収入額は 3 万円程度である。

知的財産権の取得のみが研究の目的ではないが、多額の研究費を投じて得られた試験研究であることにかんがみ、知的財産権の取得と保全及び活用については、より積極的に取り組まれない。

まずは、職員が知的財産権について十分理解しておくことが必要であり、試験研究機関の職員に限らず、「知の地域づくり」を一層推進するためにも、より多くの職員に対して知的財産権に関する知識、取得手続等についての研修を幅広く実施されたい。

エ 試験研究機器の有効活用について

試験研究機関が保有する取得価格 1,000 万円以上の高額機器について、年間 10 日未満しか使用されていないものがかなり見受けられた。試験研究機器の有効活用を図ることは当然であるが、機器の導入を検討する際には、試験研究上の必要性ばかりでなく使用頻度についても十分考慮し、機器の共同利用等購入以外の方法についても検討されたい。

また、試験研究機器の取得時期については、機器導入の効果がいち早く発揮されるようにするため、極力、年度当初とすることを図られたい。

オ 女性研究員の登用と人材の活用について

本県の試験研究機関の研究員に占める女性研究員の割合は、平成 16 年 4 月 1 日現在で約 13 パーセントである。この度閣議決定された男女共同参画基本計画においては、自然科学系の女性研究者の採用について 25 パーセントの数値目標を設定することが期待されていることもあり、職員の適性や希望も考慮しながら、積極的に女性研究員の登用を図られたい。

また、大学院への社会人入学等により博士号を取得する意欲のある研究員も見受けられ、大変好ましいことであるが、試験研究機関の活動においては人材が最重要資源であることから、研修、職場訓練等人材の育成に取り組み、一層の人的資源の活用に努められたい。

さらに、定期採用、任期付研究員の採用、研究機関との人的交流等により、優秀な人材の確保にも一層努められたい。

カ 試験研究機関の活動の情報発信と透明性の確保について

試験研究機関は、関係者以外の多くの県民にとっては馴染みが薄く、その活動が分かりにくいと思われるため、その活動については、県民が理解しやすいような内容で、ホームページ、展示物、イベント等による情報発信を工夫し、知的創造力を促す施設として、県民の関心を引き起こすよう一層努められたい。

知的財産権の取得と保全及び活用のため鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例が施行されたところである。また、条例の施行に伴い平成 18 年 6 月に研修を実施したところであるが、今後も引き続き研修を実施していくこととした。

今後は機器の使用頻度も十分考慮して購入することとする。また、購入に当たっては年度当初に取得するよう機器選定等の作業を速やかに行うこととした。

研究員については職員の適性や能力等を考慮し、適材適所の考え方により人事配置を行っているところであり、女性職員の能力発揮のため、今後とも能力や適性等を勘案しながら女性職員の研究員への配置を行うこととした。また、研究員の能力開発のため、国等の研究機関に派遣するとともに任期付研究員も採用するなど引き続き人材育成及び優秀な人材を確保することとした。

ホームページ等様々な処方を活用して試験研究機関の活動の情報発信を行うこととした。また、外部評価の運営に関する事項も公開し、透明性の確保に努めることとした。

<p>また、研究成果のみならず、試験研究の外部評価の結果等試験研究機関の運営に関する事項等も分かりやすく公開し、透明性の確保に一層努められたい。</p>	
<p>2 個人情報の保護の取扱状況について</p>	
<p>(1) 鳥取県個人情報保護条例等に基づく個人情報の取扱いについて</p>	
<p>ア 税務課、医務薬事課、東部福祉保健局及び鳥取商業高等学校の4機関は、条例を遵守し、個人情報取扱事務の確実な登録、登録事項に変更事由が生じた場合の確実な変更登録等、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>一部の所属を除き登録簿の内容を再点検し、修正を要するものについて変更登録を行なった。残りの所属についても、速やかに登録するとともに、今後はこのようなことがないように管理を徹底することとした。また、平成17年2月に行った「全所属に対する個人情報取扱事務の変更登録の照会」に併せて、必要な登録事務を確実に行うよう通知した。また、実施した実態調査説明会の中で説明をし、さらに、今後様々な研修会等の機会を利用して意識啓発を図っていくこととした。</p>
<p>なお、このような状況は全庁的な課題であると思われる。個人情報取扱事務登録簿の変更登録等については、条例の所管課である県民室から全実施機関に対して、毎年度、照会を行っている。各機関は、その際に、確実に点検を行う等、適正な管理を図られたい。また、日々の業務の中においても、登録簿と現実に取り扱う個人情報の実態が整合しているかの点検を行い、必要に応じ、速やかに変更登録を行われたい。</p>	
<p>イ 税務課は、税理士会から県に提供される個人情報が必要最少限となるよう関係方面に要請されたい。</p>	<p>平成18年3月に照会元である中国税理士会に対して、個人情報の提供が適切に行なわれるよう見直しを依頼した。</p>
<p>ウ 実施機関たる病院事業管理者及び教育委員会においては、個人情報の適正な管理のため、管理規程等を整備されたい。</p>	<p>速やかに管理規程を整備することとした。</p>
<p>エ 個人情報の保護を組織的に行うため、各所属の実態に応じ、所属独自の取扱要領等を整備することについて検討されたい。</p>	<p>平成18年4月から5月にかけて行った実態調査の結果を踏まえ、さらに詳細な取扱要領が必要である所属に対しては、別途の作成を指導していくこととした。</p>
<p>オ 日常的な業務であるという理由により、所属長の許可等の一定の手続を経ずに公文書等を庁舎外に持ち出すことは不適切であるので、東部福祉保健局は、その実態を踏まえた適切な管理を検討し、対策を講じられたい。</p>	<p>平成18年3月から個人情報(個人記録簿)所外持出管理簿により、管理することとした。</p>
<p>カ 鳥取商業高等学校において見受けられた自宅への持ち帰りの状況は、多くの県立学校に共通する状況であると思われる。各学校においては、生徒の個人情報の漏えいを防ぐため、生徒の個人データ(指導要録に記載されるまでのものを含む。)の自宅への持ち帰りを極力減らすよう努められたい。また、やむを得ず持ち帰る場合においては、必要最少限のデータとするとともに、教育長通知に基づき、管理責任者を明確に定め、その許可を得て持ち帰ることについて、教職員に周知徹底を図られたい。</p>	<p>平成18年3月開催の県立学校長会で文書「県立学校における個人情報の適正な管理及び電子データによる情報漏えい」を配布し、個人情報に係る文書等を校外に持ち出す場合の取扱いについて徹底を図った。また、平成18年4月には、全校の実態調査を実施し、現状を把握したところであるが、平成18年度第2四半期中に再調査し、全校での徹底が図られているかどうか確認することとした。</p>
<p>キ 県民室は、定期的に自治研修所等で個人情報保護に関する研修会を開催し、又は各機関からの要請により県民室の職員を派遣することにより、各機関ごとの研修会等を支援しているところである。各機関はこれらの研修会に積極的に参加するとともに、県民室の職員の活用等による所属独自の研修等の積極的な実施に努められたい。</p>	<p>平成18年度は研修会を県内3カ所で実施することとし、全所属に対して積極的な参加を呼びかけることとした。また、県民室が各所属が実施する研修会の開催に積極的に協力していくとともに、平成18年4月に行った実態調査説明会において、個人情報保護に関する研修への参加をはじめ、全般的な意識啓発を行った。</p>
<p>ク 非常勤職員及び臨時的任用職員においても個人情報を取扱う事例が見受けられるところであ</p>	<p>平成18年度は研修会を県内3カ所で実施することとし、全所属に対して積極的な参加を呼びかけることと</p>

- り、各機関は、これらの職員が研修会等に参加できるよう配慮されたい。
- ケ 医務薬事課のように、現在の執務室のスペースでは、個人情報を取扱う専用の作業スペースの確保又は個人情報の入った保管庫を人目に触れさせないといった措置が困難である機関も多くあると思われる。しかしながら、個人情報の保護の観点から少しでも現状を改善するため、これらの機関においてもついたり又はカーテンを設置する等何らかの工夫をすることを検討されたい。
- コ 執務室では、個人情報をはじめ、県にとって重要な情報を取り扱っている所が多い。現状では、執務室に部外者が容易に出入りすることができるようになってきている。各実施機関を通じての全庁的な課題として、部外者に執務室の入口付近で適切に対応できるような構造、配置等、個人情報保護のための好ましい執務室の標準モデルを検討する等し、執務環境の改善に努められたい。
- サ 鳥取商業高等学校の職員室のような状況は、各学校に共通する課題であると思われる。職員室は、生徒のデータの取扱いが多く、生徒が頻繁に出入りする部屋でもある。個人情報の厳重な管理という観点から、教育委員会は、各学校の実態を点検の上、職員室等の在り方について十分に検討し、その環境の改善に努められたい。
- シ 執務室等が狭いとは言え、書類、段ボール箱等が雑然と置かれている状況は見苦しいものであり、また、個人情報の適正な管理のためにも、各機関は室内の整理整頓に真剣に取り組まれたい。
- ス 個人情報を含む公文書等を保管する保管庫等については、必ず施錠可能なものとし、各機関は、できる限り常時施錠するよう努められたい。なお、鍵を紛失している場合は合鍵を作成する等、鍵の適切な管理を図られたい。
- セ 個人情報を含む起案文書等を回付する際に、特段の配慮をしていない機関は、適切な対応を図られたい。
- ソ 医務薬事課は、個人情報の厳正な管理のため、個人情報を含む起案文書等の係内での回付先を必要最少限とすることについて検討されたい。
- タ 予備調査で回答があった「手で破いて廃棄」による方法では、不完全な消去・廃棄となるおそれがある。このため、このような方法により消去又は廃棄している機関については、シュレッダーの早期設置等を図られたい。
- チ 裏面利用用紙は内部使用に限定されているとは言え、個人情報の適正な管理のため、慎重な取扱いが求められる。このため、裏面利用用紙の点検を特定の者に行わせる等、各所属の実態に応じた工夫を行い、個人情報の漏えいの未然
- した。
- 平成 18 年 4 月から 5 月にかけて実施した個人情報の適正管理に関する実態調査の結果を踏まえ、改善策を検討する。
- 平成 18 年 4 月から 5 月にかけて実施した個人情報の適正管理に関する実態調査の結果を踏まえ、改善策を検討する。
- 平成 18 年 4 月に開催した県立学校長会及び県立学校事務長会において各校を指導しており、さらに、各校の個人情報取扱要領にも対応措置を明記するよう通知することとした。
- また、平成 18 年度第 2 四半期中に再度調査することとし、この結果によっては、改善措置に向け、平成 19 年度当初予算要求についても検討することとした。
- 平成 18 年 4 月から 5 月にかけて実施した個人情報の適正管理の実態調査の中で、各所属の執務室の状況についても調査を行った。その結果を踏まえ、適切な文書の引継と併せて所要の対応がなされるよう意識啓発していくこととした。
- 平成 18 年 4 月から 5 月にかけて実施した個人情報の適正管理の実態調査の中で、各所属の執務室の状況についても調査を行った。その結果を踏まえ、所要の対応がなされるよう意識啓発していくこととした。
- 平成 18 年 4 月から 5 月にかけて実施した個人情報の適正管理に関する各所属の実態調査の結果を踏まえ、常に適正な取扱いがなされるよう意識啓発していく。
- 医療行政担当においては、県民からの医療相談及び医療機関に対する医療監視業務に対応しており、反復継続する相談事例への適切な対応及び医療機関に対する指導において、係員全員が情報を共有しておく必要がある。
- 平成 18 年 4 月から 5 月にかけて実施した個人情報の適正管理の実態調査の中で、各所属の執務室の状況についても調査を行った。その結果を踏まえ、所要の対応がなされるよう意識啓発していくこととした。
- 平成 18 年 4 月から 5 月にかけて実施した個人情報の適正管理に関する実態調査の結果を踏まえ、各所属の実態に応じた工夫がなされるよう、職員研修会等の中で指導していくこととした。
- 平成 18 年度の託契約書から個人情報漏えいした場

<p>防止に努められたい。</p> <p>ツ 東部福祉保健局は、要綱に基づき、個人情報漏えい時等における受託者の対応措置を廃棄処分に関する委託契約書に明記されたい。</p> <p>テ 各機関は、廃棄処分を外部委託する場合は、廃棄処分に関する委託契約書の内容等について、記載漏れはないか、適宜、点検を行われたい。</p> <p>(2) 電子データにより処理又は保管されている個人情報の取扱いについて</p> <p>ア 鳥取商業高等学校で見受けられた状況は、多くの県立学校に共通する課題であると思われる。各学校は、情報資産の複製の作成を極力避けるよう努められたい。</p> <p>イ 鳥取商業高等学校で見受けられた個人情報を含む電子データの取扱いは、教育委員会としての電子データに関する取扱要綱等が整備されていないことに起因するところが多分にあると思われる。</p> <p>については、教育委員会は、知事部局において定められている鳥取県情報システム管理要綱（平成 16 年 2 月 12 日付行経第 264 号鳥取県総務部長通知。以下「管理要綱」という。）をはじめとする諸規程に匹敵するような規程等を早急に整備し、電子データの個人情報の万全な管理を図られたい。</p> <p>ウ パスワードに関しては、実施手順を遵守し、適切な管理を行うよう全庁的に対策を講じられたい。</p> <p>エ 監査を実施した中で、多くの職員が、情報に関する諸規程（管理要綱、情報セキュリティ対策基準又は実施手順）の存在について、十分に認識しておらず、情報セキュリティに対する意識が、職員に十分に浸透していない状況が見受けられた。</p> <p>については、これらの諸規程を所管する行政経営推進課においては、これら諸規程の一層の周知徹底を図られたい。</p> <p>(3) 個人情報取扱業務を外部委託する場合の取扱いについて</p> <p>ア 税務課、医務薬事課及び中央病院は、個人情報取扱業務を外部委託する場合には、契約に先立ち、契約内容に特記事項があることを相手方に確実に告知するようにされたい。</p> <p>イ 税務課、医務薬事課及び中央病院は、個人情報取扱業務を外部委託する場合には、契約書に個人情報に関する特記事項を漏らさずに明記するようにされたい。</p> <p>(4) 目的外利用、実施機関以外のものへの提供について</p> <p>各機関は、登録簿に登録された目的以外の目的のために個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合には、本人の同意を得る等条例の規定によ</p>	<p>合等における受託者の対応措置を明記した。</p> <p>委託契約の締結に際し、個人情報保護のための必須条件について記載漏れがないか点検するよう、平成 18 年 4 月に開催した実態調査説明会において説明したが、さらに職員研修会等の中で指導を徹底することとした。</p> <p>平成 18 年 3 月開催の県立学校長会において、文書「県立学校における個人情報の適正な管理及び電子データによる情報漏えい」を配布し、個人情報に係る文書等を校外に持ち出す場合の取扱いについて指示した。さらに、各学校が策定すべき要領のひな形について、個人情報の複製の原則禁止、複製作成時における管理責任者の許可制導入及び処理後のデータ消去を明記し、各校に通知した。</p> <p>教育委員会の基本的な取扱の要領は速やかに作成することとした。</p> <p>平成 17 年度末に情報セキュリティ担当者（所属長）を対象にセキュリティ研修を実施するとともに、諸規程の周知徹底を通知した。</p> <p>また、平成 18 年度にセルフチェックを行うこととした。</p> <p>平成 17 年度末に情報セキュリティに関する諸規定の周知徹底の通知を行った。</p> <p>今後、個人情報を取り扱う契約の場合は見積依頼書に個人情報の保護に関する特記事項を明記することとした。</p> <p>今後は契約書に個人情報保護事務取扱要綱に定める「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を添付し、契約を締結することとした。</p> <p>各機関が保有する個人情報の目的外の利用や第三者への提供等に関しては条例に基づき適正に取り扱うよう、平成 18 年 4 月に開催した実態調査説明会において</p>
---	---

<p>り適正に事務が行われているか、改めて点検及び確認を行われたい。</p> <p>なお、公益上の必要性等から条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により個人情報を提供する場合は鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴く等、条例を遵守した手続がなされているかについて留意の上、点検等されたい。</p> <p>3 県立学校の安全管理の状況について</p> <p>(1) 県立学校における毒劇物の管理について</p> <p>ア 学校は、すべての毒劇物を専用保管庫に収蔵すること、専用保管庫には毒劇物以外の薬品等を一緒に保管しないこと、専用保管庫は必ず施錠すること、また、その鍵の保管場所は関係教職員以外には分からないようにすること等、保有する毒劇物の盗難又は紛失の防止に万全を図られたい。</p> <p>イ 学校は、毒劇物の盗難又は紛失の防止を図り、重複購入を避けるためにも、管理帳簿を作成するとともに、毒劇物の種類ごとの在庫量、購入又は使用の都度の入出庫量等の記録を行うこと、管理帳簿と保有する現物の照合をし、及びその点検を定期的に行うこと等により、保有する毒劇物の適確な管理を図られたい。</p> <p>ウ 学校は、専用保管庫が転倒しないよう金具等によりこれを床又は壁に固定すること、容器同士が衝突しないよう仕切り付きのボトルトレー等を使用すること等の措置を講じ、毒劇物の飛散、流出等の防止に万全を期せられたい。</p> <p>県教育委員会は、各学校に対して、専用保管庫及び容器の転倒防止等の措置に係る状況調査を速やかに行い、必要な予算措置を講じる等、学校が毒劇物の飛散、流出等の防止措置を万全にできるよう図られたい。</p> <p>エ 学校は、保有するすべての専用保管庫及び容器に関係法令に基づく適正な表示を行うこと、容器のラベルの表記が読みにくくなっているものについては新たに適切なラベルをはり直すこと等の措置を講じ、毒劇物の誤使用等による事故の防止を図られたい。</p> <p>オ 学校は、毒劇物を適正に保管する上で、不要な毒劇物は速やかに廃棄処分し、その保有を必要最少限の数量とされたい。</p> <p>また、廃液等は、理科教室に置くことを避けるとともに、定期的に廃棄するようにされたい。</p> <p>県教育委員会は、各学校に対して毒劇物の不要処分希望調査を速やかに行い、廃棄に係る予算措置を講じる等し、学校が不要な毒劇物を早期に廃棄できるように図られたい。</p> <p>カ 学校は、薬品事故が発生した際に万全を期すため、学校独自マニュアルを早期に作成し、教職員へ周知徹底を図るとともに、当該マニュアルの定期的な点検を行うようにされたい。</p> <p>キ 学校は、保有する毒劇物により生徒、教職員、周辺住民等に危害が及ぶような事故が発生しないように、管理責任者を指定し、当該者に毒劇物の現物と管理帳簿を定期的に照合して点検さ</p>	<p>説明したが、さらに、各種の職員研修会等の中で指導を徹底することとした。</p> <p>全ての学校を対象に現況調査したとともに不適切な学校については適切な対応を取るよう指導した。また、改善の状況を別途調査することとした。(以下同じ。)</p>
---	---

<p>せるとともに、専用保管庫の鍵を適切に管理する等、毒劇物の厳重な管理を図られたい。</p>	
<p>(2) 県立学校における刃物類の管理について</p>	
<p>学校は、実習又は学校管理用務に使用する刃物類について、危険性の高いものは専用の保管庫等に収納するとともに、それらの保管庫等の施錠をされたい。</p>	<p>全ての学校を対象に現況調査したとともに不適切な学校については適切な対応を取るよう指導した。また、改善の状況を別途調査することとした。</p>
<p>県教育委員会は、各学校における刃物類の保管状況を調査し、専用の保管庫等の整備、管理簿の作成等、刃物類の適切な保管の在り方について早急に検討されたい。</p>	
<p>(3) 県立学校への不審者侵入対策について</p>	
<p>ア 学校は、不審者侵入対策に係る学校独自マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて、生徒も参加する不審者侵入対策に関する訓練を定期的実施されたい。</p>	<p>全ての学校を対象に現況調査したとともに不適切な学校については適切な対応を取るよう指導した。また、改善の状況を別途調査することとした。(以下同じ。)</p>
<p>さらに、その訓練結果等に基づいて、当該マニュアルが実践的に対応できるものであるかを検証し、必要に応じてその見直しを行われたい。</p>	
<p>県教育委員会は、各学校に対して、これらが適切に実施されるよう指導を徹底されたい。特に、不審者侵入対策に関する訓練への生徒の参加については、十分留意されたい。</p>	
<p>イ 学校は、自身の努力だけでは不審者侵入対策に限界があることから、多くの人の目によって生徒及び学校の安全が見守られるように、警察及び地域の関係団体等に広く協力を求め、連携を図るように努められたい。</p>	
<p>(4) 総括的意見</p>	
<p>ア 県教育委員会の県立学校への指導について</p>	
<p>学校は、保護者から子ども達を預かって教育を行っている重要な教育施設であり、そこでは、日々、大切な若い生命が躍動しており、安全管理については特に意を用いるべきである。</p>	<p>今回の指摘を受け、全校の実態調査を実施したところであり、少なくとも今回の指摘事項の改善状況を定期的に調査することに加え、必要な項目については引き続き定期的に状況報告を求めることとした。また、必要な予算については、補正要求するなど各学校を支援していく。</p>
<p>県教育委員会は、県立学校における毒劇物の管理や不審者侵入対策について、教育長通知等により指導しているところである。</p>	
<p>しかし、今回調査を行った県立学校では、毒劇物の管理、不審者侵入対策等が不十分な状況が相当見受けられた。</p>	
<p>については、通知文書による指導にとどまらず、定期的に点検状況の報告を求め、随時、現場に立ち入り点検する等、より実効性が上がるような指導に努められたい。また、必要な予算措置に配慮し、各学校を支援されたい。</p>	
<p>イ 危機管理意識を持った自立した生徒の育成について</p>	
<p>近年、学校外においても不審者による事件等が発生している状況にある。</p>	<p>訓練実施及び生徒の参加までは義務づけていないが、危機管理意識の醸成は生徒指導上必要な事項であるため、訓練実施校の例などを紹介しながら、校長会等の機会を捉えて積極的な実施を呼びかけることとした。</p>
<p>このため、生徒一人ひとりが日頃から危機管理意識を持つことが重要である。</p>	
<p>このような観点から、積極的に不審者侵入対策に関する訓練等へ生徒を参加させる等して、危機に際しても適切に対応できる自立した生徒の育成に努められたい。</p>	
<p>ウ 地域の関係団体等との連携について</p>	

<p>学校の安全は、ひとり学校のみだけではなく、地域社会の協力の上に成り立つものとする。</p> <p>小学校等においては、学校の安全に地域の関係団体等との緊密な連携が図られている事例が多く見受けられるが、県立学校では必ずしもそのような状況となっていないと思われる。</p> <p>については、県立学校の安全確保をさらに実効性のあるものとするため、より積極的に地域の関係団体等との幅広い連携を図られたい。</p>	<p>情報交換会等の開催により、地域の関係団体等と連携を図っており、現在連携していない学校でも今年度から方策を検討することとした。また、他校での実例を紹介しながら、校長会等の機会を捉えて積極的な連携を呼びかけることとした。</p>
--	---

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、鳥取県知事から平成 17 年度に係る包括外部監査の結果に関する報告（平成 18 年鳥取県監査委員公告第 6 号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第 2 項の規定により包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子
 鳥取県監査委員 上 村 忠 史
 鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

1 包括外部監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

監査結果	措置の内容
<p>1 鳥取県運輸事業振興助成補助金</p> <p>社団法人鳥取県バス協会が支出している鳥取県観光連盟負担金は、補助対象経費となっていないにもかかわらず支出されている。</p> <p>これは、以前は、鳥取県観光キャンペーン実行委員会があり、同委員会に対する負担金は補助対象経費になっていたが、同委員会が鳥取県観光連盟に統合された後も、同額の支出をしていたために発生したものである。</p> <p>県からの補助金を会費として負担することは、バス協会をトンネルとした鳥取県観光連盟に対する補助金となり好ましくない。</p> <p>鳥取県観光連盟に対して負担するのであれば、観光キャンペーンという特定の事項に限定すべきである。</p>	<p>鳥取県運輸事業振興助成補助事業全般について、平成 19 年度から見直す方向で協会と協議することとした。</p>
<p>2 制度融資</p> <p>県は、適切に経済状況を把握・分析したうえで制度融資のメニューを作成し、それによって行われた融資が、当初の目的に照らし、どのような効果をもたらしたのか、適時適切に検証すべきである。</p> <p>また、制度融資の各メニューについても、何故、実行率の高いものと低いものがあるのか、それら</p>	<p>企業訪問やアンケートを通じて事業者の声を直接聞くほか、制度融資の直接の窓口である金融機関・商工団体・市町村や信用保証協会との意見交換を毎年実施するなどして効果や課題等を検証するとともに真に必要な資金へ随時見直ししてきた。</p> <p>平成 18 年度制度融資においても、自立型経済への転</p>

<p>の分析を十分に踏まえたうえで新設や統廃合を行うべきである。</p>	<p>換に向け、やる気と能力ある企業の自立及びセーフティネット機能に重点をおいた制度融資に全面見直しを行ったところであり、今後も自立化に向けた資金に随時見直していくこととした。</p>
<p>3 鳥取県中小企業高度化資金貸付金</p>	<p>保証人本人又は相続人の存否、所在及び償還能力等について、公的資料やヒアリング等による調査のうえ情報を整理しているところであり、平成 18 年末までに一定の成果をまとめることとした。</p>
<p>(1) 保証人が死亡している場合、保証債務は相続人が引き継ぐことになるが、相続人の調査が行われていないところが多い。</p>	<p>保証人の現況等の再調査をした後、回収の可能性を検討し、その上で不納欠損処理をすべきか否かの判断基準の検討と併せて対応することとした。</p>
<p>(2) すでに、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、償却済債権として管理されている延滞先が 3 社あるが県では何の処理もなされていない。独立行政法人中小企業基盤整備機構が償却処理するということは、回収ができないと判断する相当の理由があったためと思われる。そういう延滞先を県では回収がまだ可能であるとするならば、その合理的根拠・具体的な根拠を明示すべきである。それができない限り不納欠損処分とすべきである。</p>	<p>訪問、電話又は文書により決算書提出を求めているが様々な理由により未提出のため現在も催促しているところであり、今後、より厳しい姿勢で効果的な交渉を実施することとした。</p>
<p>(3) (2) の 3 社のうち現在も営業しているところが 1 社あるが、県は、平成 10 年を最後に決算書を入手していない。延滞先については、決算書を每期入手し、回収ができるかどうか判断すべきである。決算書がないとその企業の実態が判断できないし、本当に返済能力があるのかどうか判断できない。延滞先については、最低でも毎期の決算書（勘定内訳書及び税務申告書含む）を入手し、その内容について相手先に聞き取り調査をすべきである。</p>	<p>改めて、主債務者及び当該保証人との面談や交渉を行うとともに、弁護士への法律相談等を行い、現状に即し最も効果的な回収方針や回収策を再検討し、必要な場合には適切な法的措置の執行も検討することとした。</p>
<p>(4) 保証債務を否認している連帯保証人がいる。連帯保証人に対して、面談を申し込んでいるが面談を拒否されている。県には、公証人が作成した公正証書及び連帯保証確認書があるので、先方が保証債務をあくまで否認するのであれば、最悪の場合は法的手段に訴えてでも回収に努めるべきではないか。</p>	<p>管理コストのみならず公平性等の観点も踏まえ、整合性のある判断基準を慎重に検討することとした。また、債権管理の外部委託についても検討することとした。</p>
<p>(5) 安易に不納欠損処分とすべきではないが、本当に回収が不能と判断されたならば一定の基準を設けて不納欠損処分とすべきである。そうでなければ、回収がほとんど困難なものばかり残り、それに対する管理のためのコストがかかりすぎるのではないか。</p>	<p>個別事業者の経営基盤力や資金調達能力を計る絶対的数値基準の設定は困難と考えるが、政策金融としての設備貸与制度の意義、利用者の状況やニーズ、また信用補完制度見直し等の中小企業の資金調達環境の変化をも考慮のうえ、相応の判断方法等を検討することとした。</p>
<p>4 財団法人鳥取県産業振興機構に係る貸付金</p>	<p>財団法人鳥取県産業振興機構では、画一的・表面的な財務分析にとどまらず、キャッシュフロー分析、対象企業からのヒアリング、技術力評価等に一層注力し、実態把握の強化と目利き能力の向上に努めることとした。また、当機構の審査体制として、中小企業診断士及びマーケティングマネージャーを加えるなどして審査体制の強化を図ることとした。</p>
<p>(1) 経営状況調査のあり方</p>	<p>財務内容について、利益率、回転率等の比率分析など比較的簡便な方法により検討されている。民間金融機関では不可能な、採算を度外視した信用調査を行うことに当制度の存在意義があるのであり、精緻なキャッシュフロー分析等、相当程度の信用調査を行うことが求められる。</p>
<p>(2) 小規模企業者等について</p>	<p>従業員数、経常利益額といった基準により、貸与対象者を画一的に定めている。直近 3 事業年度の経常利益の平均額が 3,500 万円以下である企業が上限 6,000 万円の融資を受けるに際して、「経営基盤が脆弱」で「銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難である」と考えられるかな</p>

ど、検討すべき余地があろう。

制度として運用する以上、一定の基準を設けることは必要であるが、中小企業に対する政策金融の趣旨に鑑みて、あくまでも最低限の条件として捉えるべきであり、Aゾーン（民間金融機関で与信可能なもの）とならない実質的な判断が求められる。

(3) 貸与決定のあり方

平成 15、16 及び 17 年度に開催された審査会に関する資料を査閲したところ、民間金融機関と同等の視点、すなわち、償還可能性の有無のみが検討されていた。他の民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか（Aゾーンでないこと）という視点に欠けている。

(4) 第三者保証人を一律に求めること

代表者に対して保証責任を求めることは、経営責任の自覚を促すためにも必要な措置である。しかしながら、制度上一律の条件として第三者保証人を求めていることは、民間金融機関が十分な信用調査等を行う代わりに担保を求めることと同等であり、政策金融の積極的な存在意義に反している。

民間金融機関は信用調査等を行う代わりに担保を求めて、担保提供できない中小企業には融資しない。担保を提供できるのであれば、政策金融でなくとも民間金融機関が融資する可能性が高い。十分な信用調査のうえで、結果として第三者保証を求めるのであればよいが、一律に第三者保証を求めるのであれば、実質的に民間金融機関の中小企業に対する融資行動と同等である。債権の保全を求めるあまり、制度自体の存在意義に反する結果となっている。

(5) 個別的な検討

ア A社

自己資本が充実しており（自己資本比率 51 パーセント）、金融機関と正常な取引を行っている。設備貸与制度による必要はない。

イ B社

自己資本が充実しており（実質的な自己資本比率 77 パーセント）、返済余力は十分認められる。当該設備貸与を行うよりも、民間金融機関との取引関係を構築するよう支援していくことが必要である。

ウ C社

従業員数 20 人以下の要件を満たす企業であり、国の制度（割賦販売）を利用している。自己資本 1 億 1,900 万円を有しており（自己資本比率 47 パーセント）、貸与額からみても返済余力は十分認められる。直近 3 事業年度の平均売上 4 億 1,700 万円、経常利益 2,000 万円の企業が 2,500 万円の融資を民間金融機関から受けることができないとは考えにくい。

エ D社

実質債務超過、メイン銀行による金融支援を受けている先に信用供与する必要はない。

少なくとも、企業の経営状況はメイン銀行が

政策金融としての設備貸与制度の意義、利用者の状況やニーズ、また信用補充制度見直し等の中小企業の資金調達環境の変化を考慮のうえ、相応の審査方法等を検討することとした。

利用者の個々の状況を考慮して対応できるような保証人条件への見直しを検討することとした。

個別的な検討で指摘された事項については、今後、以下のとおり改善することとした。

4 の(3)に同じ。

4 の(3)に同じ。

4 の(3)に同じ。

4 の(3)に同じ。

把握しており、採算面から信用調査等が十分に行われない企業ではない。財団法人鳥取県産業振興機構が新たに調査したとしても、長きに渡り取引を行ってきたメイン銀行が把握している以上の状況は把握できないであろう。不良債権の可能性のある資産についての調査も不十分である。貸与の対象となる設備は、従前設備の老朽化に伴う更新によるものであり、技術の評価に長けた財団法人鳥取県産業振興機構が独自の判断をする余地は少ない。

結果として、メイン銀行の判断・評価に従っているだけであり、中小企業に対する政策金融としての存在意義はない。

このような財団法人鳥取県産業振興機構の貸与は、貸与先・メイン銀行ともに歓迎されるものであろう。しかしながら、それは与信残高を圧縮したい金融機関の存在が前提となっており、間接的な金融機関の債権保全策として利用されているに過ぎない。仮に諸々の事情から償還可能と判断されたとしても、税金負担の上で貸与する必要はない。

オ E社

債務超過額が総資産額の 50 パーセント超となっており、資金繰りは相当厳しい状況にあると推察される。そのような中で、単に受注が上向いているため償還可能と判断することは早計である。どの程度の受注（売上）が見込めれば償還可能なかという程度の問題を見極める必要がある。にもかかわらず、簡便なキャッシュフローの計算により判断していることは、十分な信用調査が行われているとはいえない。

カ F社

本来、短期の運転資金を融資する手段を持たない財団法人鳥取県産業振興機構は、企業の短期的な資金繰りについてまで融通することが制限される。支払猶予に応じることは、企業の短期的な資金繰りに融通するのと同等の行為である。設備貸与制度の本来の姿ではない。

仮に、中小企業支援の観点から、支払猶予という実質的な短期資金の融通を認めたとしても、少なくともメイン銀行が応じない段階で、支払猶予に応じるべきでない。

確かに、メイン銀行の残高 1 億 5,300 万円のうち信用保証協会の保証が付されているものが 1 億 1,900 万円あり、これを除けばメイン銀行と財団法人鳥取県産業振興機構の残高シェアは、ほぼ同等となる。だがしかし、そのような状況を加味しても、一方的に財団法人鳥取県産業振興機構のみが支払猶予に応じるような結果を招く措置は避けるべきである。

当初の支払猶予の申し出の際に、受注状況の把握、メイン銀行等への交渉の状況等、財団法人鳥取県産業振興機構としての検討が不十分である。この時点で、貸与先、メイン銀行を含めた対応方法の十分な検討がなされたとは考えられず、対症療法的な支払猶予が行われたと言わ

経営状況の厳しい対象先については、政策金融としての設備貸与制度の意義を踏まえつつ、より精緻な実態把握と慎重な審査を行うこととした。

安易に支払猶予に応じることは厳禁であるが、真にやむを得ず且つ企業及び機構の双方にメリットがあると判断できる場合には、支払猶予等の措置が必要と考える。

なお、経営状況の厳しい対象先へは、より精緻な実態把握と慎重な審査に努めるとともに、メインバンクと連携するなどして改善に向けた支援をしていくこととした。

また、延滞督促については、違約金を請求する等して従来以上に厳格に対応していくこととした。なお、支払猶予期間の利息については請求して、払い込まれた。

ざるを得ない。

支払猶予について、その間の金利（延滞利息等）を求めることなくなされている。さらに、平成 17 年 6～9 月分について、支払猶予を承認しなかったにもかかわらず未収となり、その後の一括回収により正常復帰している。貸与先企業の不誠実に対しては、厳然とした態度で臨むべきであり、これをもって「支援」と考えることはできない。未収となれば期限の利益を喪失し一括請求せざるを得ないこと、メイン銀行から短期運転資金の融資を受けること（メイン銀行には保証協会の枠が残っていたと推察される）等、貸与先企業に指導していくことが「支援」である。

結果として、当事者の中で唯一、財団法人鳥取県産業振興機構のみが本件のリスク・コストを負担している。貸与先企業を支援するのみならず、民間の金融機関までを支援する必要はない。また、貸与先企業にとって、金利負担のない「便利」な金融機関となる必要もない。

債権管理とは、貸与先企業の強い要望と民間金融機関の厳しい態度の狭間に立たされる非常に困難な作業である。一方、財団法人鳥取県産業振興機構が行う当該設備貸与制度は、税金負担のもとで実施されるものである。その中で、財団法人鳥取県産業振興機構として「なすべき支援」と「なすべきでない支援」を明確にし、最小の経費で最大の効果を求めていく必要がある。

2 包括外部監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

監査結果	措置の内容
<p>1 鳥取県運輸事業振興助成補助金</p> <p>この補助金の目的は、要綱の第 2 条で「県内の貨物運送事業者及びバス事業者の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運転の確保等を促進し、公共の利便の増進に寄与することを目的として交付する」と明示されている。</p> <p>この目的に照らしてまず疑問に思われるものは、輸送秩序確立対策会議費である。輸送秩序確立対策会議費の内容を見ていくと、その中身は、通常総会開催費、理事会開催費、各地区協議会開催費及び出席旅費となっている。また、通常総会費の補助簿を閲覧すると、驚くことに中部及び西部の会員の送迎バス代まで計上されている。輸送秩序確立対策会議費は、いかに輸送秩序を確立し、事故防止に役立てるかが本来の対策費であると思われるが、実際に補助金を使っているのは、どの業界でも開催している総会、理事会に要する費用であり、補助金の趣旨からはズレていると思われる。そうであるならば、これは協会の会費でまかなわれなければならないものであり、トラック協会の補助対象経費として補助金でまかなわれるのはおかしいのではないか。バス協</p>	<p>総会、理事会に対する費用については、平成 18 年度から補助対象外の方向で見直しを行うこととした。</p> <p>その他の事業についても補助対象外とする方向でトラック協会及びバス協会と協議することとした。</p>

会にあっては、補助経費の対象とされていない。

次に疑問に思われるのは、人材育成開発推進事業費である。人材育成開発推進事業費の構成は青年部全国大会研修費、中国ブロック青年部協議会、鳥取県青年部、霊柩事業部会、安全運転研修助成となっており、その内容は研修会並びに協議会の参加費及び旅費が主なものである。これらは、基本的には研修に参加する者が利益を享受するものであるから、受益者負担の原則からして、研修会に参加する人が費用を負担すべきではないか。また、協会を代表して参加するというのであれば、協会が自己の資金で負担すべきであり、補助金の対象にすべきものではないと思われる。これについても、バス協会にあっては、補助対象経費とされていない。

さらに、運行管理者講習受講助成費及び運転者適性診断受診助成事業費についても、本来は、その会社なり、個人が負担すべきものではないであろうか。

今回の包括外部監査では、補助金はその交付要綱に沿って支出がなされているため監査結果としては問題がないと思われるが、補助金の交付要綱に定める補助対象経費について、もう一度補助金の目的に沿って見直すべきではないかと思われる。

運輸事業振興助成補助金は、昭和 51 年度の税制改正における軽油引取税上昇に伴い設けられた制度であつても、その原資が県民の税金であることを考えると、当該補助金は、トラック協会のためでなく、その背後にいる県民の利益になることを考えて支出すべきである。

知事も平成 15 年 12 月定例県議会において、鳥取県の実情に基づいて自主的に決定すべきと答弁されているように、もう一度補助金の目的に沿って補助対象経費を考えるべきである。

2 商工会及び商工会連合会

小規模事業者数の数に比して、経営指導員の人数が多いところがある。また、300 人をちょっと超えるぐらいで経営指導員の数が 2 人設置してあり、非常に非効率的に見える。

しかし、商工会は、平成 12 年度より県下 9 つの協議会を設置して、広域的に活動している。

そして、平成 19 年には市町村合併に合わせて、さらに県下を 5 つのセンターに分け、そこに経営指導員を配置し、より高度で専門的な業務のサービスを行い、業務の効率化を図ろうとしている。

このことは、激変する時代に商工会が取り残されないためには必要なことであると思うが、商工会の背後にいる本当の小規模事業者のニーズとかけ離れていくのではないだろうか。経営指導員の本来の業務は小規模事業者に対する経営指導であり、経営指導員の業務をあまりにも経営革新等の専門的なサービスに限定すると本当の小規模事業者の切捨てになっていきかねない。広域的なサービスセンターを設け、専門的なサービスを提供し、業務の効率化をすることは非常によいことであると思うが、あまりに効率化を追及すると弱小事業者の切捨てになりかねない。商工会の会員及びそれに携わっている会員は、

商工会において平成 19 年度から導入予定の新たな組織体制は、各商工会単位では限られる経営支援の人材やノウハウ等を広域的に連携することで、地域の小規模事業者からの多様かつ専門的なニーズに一層対応するためのものであり、今後も小規模事業者に対する経営支援を基本としていくこととした。

青年部、女性部の研修会参加への補助金については、青年部等の代表者が中国地区や全国レベルの研修会へ参加して各部会活動の活性化や次代を担うリーダーとなることを期待して補助してきたところである。平成 18 年度から交付金化したことから、今後は商工団体において自主的に企画・実施した事業が、真に後継者育成や地域振興に還元されるものであるか事後評価をしっかり行い、次年度以降に反映させていくこととした。

小規模事業者のなかでも比較的に大きい業者であると思われる。現在の補助金の目的は小規模事業者等の経営支援であり、商工会の会費も負担できないような事業者もいることを忘れてはならない。

商工会議所又は商工会の青年部若しくは女性部に対して研修会の参加に係る補助金が出ているが、これは受益者負担の原則からいうと参加者が自ら負担すべきでないか。現行では、補助金の交付要綱に記載してあるため問題はないが、交付要綱の見直しが必要と考える。

若手後継者育成事業で、商工会青年部、女性部合わせて約 1,400 万円、商工会議所 600 万円が支出されている。この補助金は、商工会、商工会議所等に入っている若い経営者に対しては補助金を出して、入っていない人には「自己負担で研修しろ」ということでありおかしいと言わざるを得ない。研修は自らが行うものであり補助金をもらってやるものではない。

3 鳥取県中小企業団体中央会

商工会・商工会議所のところで述べたように、補助金は交付要綱に沿って支出されているが、受益者負担に帰すべきと思われる費用がある。組合情報化推進研修事業の内容は、パソコンを活用した経営分析等の内容であり、これもやはり補助事業ではなく受益者負担にすべきものである。

補助金全体で共通することは、補助金を出すことによって「甘えの構造」を助長し、協会及び企業の自立を阻害している面があるのではないか。例えば、どの協会でも研修等を充実させようと思えば、自前の会費収入からすればよいのであって、補助金を当てにすべきでない。本当に社会（県民のため）に役立つような研修であれば、その効果をきちんと示すべきである。一部で盛り上がっているようでは、とても社会に役立っているとは思われない。県民の血税を原資とする補助金を出す価値がないと思われる。また、県も補助金をカットすることばかり考えず、本当に必要な補助金については削ることではなく出すことを考えなければならない。

商工労働部の補助金は、県が達成しようとする政策を明確にし、それに対して補助金を出すようにしなければならない。また、それに合わせて、補助金が県の達成しようとする政策に、どのように効果があったのかを測定できなければ補助金の垂れ流しになってしまう。そのようになれば、県民の貴重な税金を無駄にしてしまうことになる。そのようにならないためにも、補助金の効果を測定できるようなシステムの構築が必要になってくると思われる。そうすることによって、初めて県民の税金が有効に使われるようになるのではないか。

4 貸付金

(1) 中小企業政策の再検討について

制度融資のメニューが総花的で、かつ利用するメリットが薄く広いため、「雇用の創出」と「産業の振興」を図るために、十分に的が絞れていない。

組合情報化推進研修事業については、情報化を一層促進するために補助してきたところであるが、平成 18 年度からは受益者負担を導入した。平成 19 年度から中小企業団体中央会に対する補助金も交付金化する予定で、当会主体で立案や実施する事業が組合及び組合員の自立化のために成果を挙げているか事後評価により検証していくこととした。

県の商工政策の目的は「雇用の創出」と「産業の振興」であるが、それを実現するための中小企業へ対するアプローチは、「企業の自立に向けた支援」である。

例えば、小口無担保保証融資は、融資の実行率が 90 パーセントを超え、実行件数 1,298 件、実行額も 90 億円を超える最大の制度融資である。しかし、1 件あたりの平均融資実行額は約 700 万円であり、民間金融機関における市中金利との格差を 1 パーセントとすると、制度融資を利用することの 1 件あたりのメリットは年間約 7 万円ほどである。

平均して約 7 万円のメリットを 1,298 件の事業者に対して提供することに、どれほどの効果があるのか疑問である。

小口資金の対象者の範囲は極めて広い反面、貸付限度額は 1,250 万円から 1,500 万円までと低く設定しており、1 万円でもメリットがあればよいと考える業者が、気軽に使っているだけではないのかと思われる。対象となる事業者の条件も広く、ただ小さいという理由で制度融資が受けられるのであれば、そこには事業者にとってこれといった動機付けが働かない。

この制度融資からわかることは、鳥取県が中小企業政策を極めて曖昧に考えているということである。すなわち、育てるべき対象なのか、保護すべき対象なのか、明確になっていないのである。商工労働政策の目的（「産業の振興」と「雇用の創出」）を考えると、県内企業の競争力を将来にわたって維持ないし向上させる必要がある。そのための政策として、わずかな低利融資のメリットを薄く広くばらまく政策が果たして有効なのか否か、十分に検討することが必要である。

鳥取県の経済が長期にわたって低迷している背景には、県内の企業が県外の有力企業に比較して競争力が落ちている実態がある。国や自治体の財政悪化により、公共工事が減少の一途を辿る中、必要なのは県内に資金を呼び込むだけの競争力を持った産業を育成することである。

しかし、現状の制度融資はわずかな利息補助を薄く広くばらまいているだけの結果となっており、そこに「県内の企業に競争力をつけさせる」という明確な意図は見えない。中小企業経営者にとって、低利によって融資を受けられることが当然の制度であると思われると、メリットを享受しているという意識が薄れ、制度融資を積極的に業績向上に活かそうという意欲も薄れる。そうなると、当初に県が意図した「雇用の創出」や「産業の振興」に役立っているとは言いがたいところである。

もっとも慎重に検討しなければならないことは、こうしたばら撒き型の政策が、「中小企業対策」といつつ、単なる「保護政策」に堕していないかどうかということである。そうであるとする、こういった政策が中小企業に緊張感の欠如を招き、ひいては地場産業の競争力の低下を招いたのではないかと考えられるのである。

低利による融資を受けられれば、経営者にとってありがたくないはずはない。しかし、制度の利用者からありがたがられることをもって、政策として有効であるとするのは早計である。保護産業が競争力を失う事例は枚挙に暇がないように、

企業の自立化支援のあり方の中も、経済情勢や環境、又は業種や業態などによって様々であり、セーフティネット機能を必要とする対象（不況業種等）もあれば、育成すべき対象（新規参入型企业等）もある。

しかし、平成 16 年度制度融資においては、資金メニューも多く、信用保証の必要のない企業も融資の対象としていたため、制度融資の政策目的が薄れていた部分は否めなかった。

そこで平成 18 年度制度融資においては、自立型経済への転換に向け、やる気と能力ある企業の自立及びセーフティネット機能に重点を置き、資金メニューも 18 種類から 11 種類に統廃合するなどメリハリのある制度融資に全面見直しを行った。

中小企業の保護政策がかえって県内企業の競争力を奪ってはいないか、それについては慎重な検討が望まれる。

問題なのは鳥取県がそのような分析を行うことなしに、過去から漫然と制度融資という政策が続いていることである。薄く広くメリットを享受できる制度は、事業者の側から賛同を得やすい反面、効果に疑問があることも多い。限られた予算を有効活用するためには、現状の把握と分析を適切に行い、目的にかなった政策のメニューを企画立案することが必要である。

(2) 県が政策に責任を持てる体制の構築について

預託方式による制度融資によって、鳥取県が信用リスクを直接とっていないことが、政策の有効性を弱めている。

預託金方式によった場合、融資の財源の一部を市中の金融機関に対して普通預金として預託し、それぞれの金融機関が独自の審査を行ったうえで、資金が企業に貸し付けられる。

鳥取県は預託先である金融機関の信用リスクを負うが、最終利用者である中小企業者の信用リスクを負うことはなく、信用リスクは市中の金融機関が負っている。制度融資を実行するに当たり、金融機関が信用リスクを負えないと判断した場合は、保証協会による信用保証を求めることになるが、その場合は保証協会が審査を行って保証を付けるかどうかを判断し、そこで保証を行えば、信用リスクは保証協会が負うことになる。

つまり、県は制度融資を実行するための形式基準だけを提示し、あとは資金を預託するだけで、実質的な企業の信用に関する審査は金融機関、あるいは保証協会が実施しているのである。そのため、制度融資が実行されることによって、県が当初に意図した効果が発現するか否かは、外部の金融機関の融資姿勢次第ということである。言い換えると、肝心な事業者の選別については、県が政策の実行に絡む余地はなく、政策実行の主導権は金融機関が握っていることになる。

そうなると、資金を必要としている業者が今どんな状況におかれているのか、県は現場の重要な情報を把握できず、政策の立案に当たって必ずしも効果的でない政策を立案してしまうことになりかねない。

また、信用リスクをとる金融機関にとっては、通常の融資と同じレベルの審査が必要であり、政策の効果は優遇金利を提示することだけに留まっている。しかも、昨今のような低金利の時代においては、優遇金利を謳い文句にした制度融資の有効性は限定される。逆に言うと、仮に金融機関が融資できない事業者の中に有望な融資先があったとしても、金融機関が審査を行う以上、そこに資金が行く余地はない。制度融資そのものの意義がどこにあるのかが問われるところである。

(3) 民間金融機関との役割分担と県の説明責任について

制度融資を通じて、市中の金融機関とどのよう

県が信用リスクをとることは、政策の有効性を保つ一手段ではあるが、信用リスクを取らない制度融資であっても、金融機関や信用保証協会と協議及び連携して設けているものであり、金利の引き下げや積極的な保証承諾により、創業や新規事業への展開や事業再生に導く有効性を保っている。

なお、自立した産業構造への転換に向けた企業育成の観点から、やる気と能力ある企業の自立への誘導に対し、県として積極的に関与していくべきと考えており、平成 18 年度制度融資においては、技術力、将来性等を産学金官連携で目利きするとともに、金融機関、信用保証協会及び県が各 1/3 リスク負担（損失補償）することにより、意欲と能力ある企業の自立支援を行う資金を創設したところであり、平成 19 年度においても、自立化支援など方向性を持った資金に見直していくこととした。

本来、企業は行政機関が関与しない資金調達できる

にして役割分担を行い、金融の円滑化に寄与しているのか不明である。

県内の「雇用の創出」や「産業の振興」を図るためには、金融機関が信用リスクを判断できず融資できない先、特に新創業の貸出先に円滑に融資できるかどうかは一つの課題である。新規にビジネスを起こした企業は、まだ実績がないゆえ将来性を判定するのが困難であり、金融機関が融資を実行しようと思えば、信用リスクをカバーするために担保や保証人を必要としてしまう。

しかし、現状では、そういった事業者の与信審査についても金融機関に委ねているため、県が当初に意図した事業者に資金が行き渡るかどうかは金融機関次第といえる。

金融機関が融資は可能と判断できる貸出先については、理論的には制度融資を利用しなくても融資を受けることは可能であり、逆に金融機関が融資は不可能であると判断すれば、理論的には制度融資も不可能である。つまり、制度融資は金融機関が融資できる貸出先に対して、追いかけるように低利融資を提供する制度なのであり、金融機関が貸出しできない先に対して、金融の円滑化を図る制度ではないのである。

そこで、金融機関は保証協会付きの制度融資に切り替えて融資を実行しようとするが、そういった案件について保証協会が保証を行うと、金融機関は信用リスクを回避でき、利息収入を信用リスクなしで享受できる一方で、信用リスクは保証協会に移転し、保証協会の運営費の一部を補助金として負担している鳥取県は間接的にその信用リスクを負っているのである。

金融機関がその審査機能によって与信できない事業者を保証協会が保証するためには、本来的には金融機関の審査機能を上回る精度をもった審査機能を持ち合わせていなければならないことになる。そうしないと、貸倒れの危険の高い事業者を保証することになる。

これは、制度融資の抱える矛盾である。

鳥取県が制度融資を通じて果たすべき役割を的確に見極めて、目標を明らかにした上でメニューを設定しないと、県がリスクをとることについて説明責任を果たすことはできないのである。

(4) 時代背景や状況に応じた政策の企画立案について

戦後の高度成長時代においては、特定の産業を優先的に育成するために資金調達を重点的に配分する傾斜配分政策が行われ、限りある資金の有効活用がなされていた。その後、安定成長の時代に入ると徐々に公平性重視の政策に変わり、広く薄く資金を提供する制度融資の役割が高まった。それからバブル経済の崩壊後、未だ地方経済は長期の低迷を脱出できずにいるが、商工労働政策に安定成長時代の名残が今でもあることが果たして良いのかどうか検討することが必要である。

特定の産業が活性化することによる経済波及効果を考えれば、ある特定の産業を優先的に育成す

環境がベストであるが、民間金融機関が担保や保証人に偏らない融資や資金調達手法の多様化への取り組みなどの途上で、中小企業の資金調達環境の完全な整備に至っていない現段階においては、県制度による金融の円滑化が必要である。

制度融資は、小規模企業支援、新規創業支援、再生支援などを目的に、金融機関や信用保証協会と協議及び連携のうえ制度設計し、金利の引き下げや積極的な保証承諾を図ることにより金融の円滑化に寄与している。

県としては、自立した産業構造への転換に向けた企業育成の観点から、先導的な役割を果たす先進モデル的な企業への支援や、やる気と能力ある企業の自立への誘導に対し、県として積極的に関与していくべきと考えている。

平成 18 年度制度融資においては、技術力、将来性等を産学官連携で目利きするとともに、金融機関、信用保証協会及び県が各 1/3 リスク負担（損失補償）することにより、意欲と能力ある企業の自立支援を行う資金を創設した。平成 19 年度においても、自立化支援など方向性を持った資金に見直していくこととした。

県内の産業構造は、下請けや公的支出への依存度が高く、それらに左右されない付加価値の高い自立した産業構造への転換が必要である。

平成 17 年度から「鳥取県経済政策の活動指針」を作成、適宜改定するとともに、平成 18 年度予算においては、産業界を担う人材の育成や積極的な企業誘致及び電機や食品などの基盤産業の集積、発展など自立型経済構造への転換を目指した取り組みに重点化したところである。

制度融資においても、平成 18 年度は、自立型経済への転換に向け、やる気と能力ある企業の自立及びセーフティネット機能に重点をおいたメリハリのついた制

ることも行政の施策としての意義は十分に認められる。むしろ公平性を過度に重視しすぎ、目的が未達成に終わることのリスクに十分な注意を払う必要がある。

どんなに公平性にこだわったとしても、そもそも公平の定義があいまいであり、支出の公平性にこだわれば、かえって効果が低くなる可能性が高い。努力の有無にかかわらず、一定規模以下であることを理由に優遇金利が処遇される場合、それを公平といえるのかどうかの判断は難しい。

しかし、どの道、公平性を確保することは難しく、そうであるならば、これからの鳥取県経済の基盤整備に努めるべく、例えば県外からの資金流入をもたらすような効果に的を絞った政策を試みるなど、政策にはっきりとした特徴を出すことが必要である。

そのような観点から、制度融資という産業支援策が時代にあっていのかどうか、しっかりと検討していただきたい。

(5) 情報の収集と分析能力の向上について

県内外の経済情勢について、情報の収集機能と分析力が貧弱である。

鳥取県は政策を企画立案するにあたって、内閣府の発表する「月例経済報告」や経済産業省が発表する「大型小売店販売概況」など、多数の経済指標を入手しており、その中には県統計課が作成する「鳥取県鉱工業指数月報」や民間の調査機関が公表している倒産情報なども含まれる。

情報元はこのように外部機関頼みとなっていて、入手した統計情報によって鳥取県の大まかな経済動向を把握することは可能であっても、もう一步踏み込んで、実態を把握し分析することまでは行っていない。

したがって、収集した情報が政策の企画立案に役立っておらず、あるいは役立たせるために必要な情報に加工されていないため、全く活かされていない状況である。

何のために情報を入手するのかをよく検討し、鳥取県が実行する商工労働政策が的確に効果をあげられるように、独自の情報収集機能を持つか、あるいは県の内外の関係各機関と連携して実態把握に努めることが必要である。

5 鳥取県中小企業高度化資金貸付金

現在の保証人の状況をすべて精査すべきである。保証人が既に亡くなっているケースも多いが、保証債務は相続財産の一部であることを考えると、相続人すべての調査を今一度する必要がある。この場合、時間を区切り、人員を配置して短期間にやらないと、同じような繰り返しになる。そして、一定のルールを設けた上で、回収ができないと判断したならば、速やかに不納欠損処理すべきである。

危機感を持って、処理スピードを上げるべきである。連帯保証人になったことを否定している企業とのやり取りを見ても、相手方と最初に接触したのは平成元年であり、次に平成 6 年、平成 15 年、平成 16

年度融資に全面見直しを行ったところであり、平成 19 年度においても、自立化支援など方向性を持った資金に見直していくこととした。

従来、主にマクロ的な指標（求人倍率、月例経済報告等）を用いながら経済情勢を分析するとともに、情報収集も関係商工団体を通じて行ってきた。

平成 17 年度からは、これまで以上に積極的な企業訪問を行い、現場の声を積極的に拾い上げ、個別の産業や企業の実態把握に努めるとともに、より具体的で実効性のある施策を展開してきたところである。今後も更に、関係機関との連携強化による実態把握、分析能力の向上に努めることとした。

保証人及びその相続人状況等の調査に重点的に取り組み、個別事情を考慮した適切な対応方針を策定のうえ対処していくこととした。

年に接触している。そして、相手方は保証債務を最初のときより否認しており、以来一貫して否認している。保証債務の否認という重大事を、このようにのんびり構えていてよいのだろうか。このような問題は時間が立つとますます解決が困難になる。

平成 15 年に弁護士に法律相談を行って、保証債務確認訴訟を提起することは意味があるという回答をもらっているが、現在も検討中である。

6 中小企業に対する政策金融の存在意義の明確化

市場原理が強く働く「金融」という世界の中で、公的な目的を実現することは非常に困難である。監査の結果で指摘したような副作用、すなわち、民間金融機関の保全の手段、単に民間金融機関よりもコスト等が有利であるとの判断に基づく利用、民業圧迫といった事態を招く可能性は高い。単にリスク・リターンを判断すればよいという民間金融機関とは、自ずと視点が異なるはずである。中小企業に対する政策金融の存在意義を、いま一度明確にする必要がある。

一方で、監査の結果に記載したように、近年、設備貸与制度の利用が極めて少なくなっている。貸し渋り、貸し剥しといったことが言われた時代に比べると、半減以下である。今回査閲した貸与先の中には、中小企業に対する政策金融として適切でないもの、すなわち Aゾーン（民間金融機関で融資を受けること）、Dゾーン（民間金融機関の保全手段として利用されている）と考えられるものが相当数見受けられた。これらを除けば、本来の政策目的に合う貸与先は、今以上に減少することになる。

採算にあわないものとして十分な信用調査等を受けることもなく融資を断られる中小企業は、県内でも相当数あるであろう。しかしながら、そのような企業が、設備貸与制度（割賦販売、リース）といった資金需要を持っているとは限らない。むしろ、比較的短期の運転資金などを必要としているのではなかろうか。それが、そのようなメニューのない設備貸与制度の利用が低迷している原因の一つと言えよう。

設備貸与制度は、中小企業に対する「金融的な支援」と「設備の近代化、合理化等を推進する誘導的な支援」が同時に盛り込まれた制度と言えよう。二兎を追っていることが、制度の利用率を低めているのではなかろうか。異なる目的は、異なる手段によって実現を図る方が、より大きな効果を生み出すように思われる。

中小企業に対する政策金融の存在意義を明確化するためにも、設備貸与といった中期の設備資金に加え、運転資金というメニューを追加し、民間の金融機関並みの総合的な金融業務を行うことが求められよう。その場合、少なくとも今以上の信用調査、モニタリングあるいはコンサルティング能力が求められることは言うまでもない。あるいは、より純化して考えると、現実の融資は行わず、指導・支援に徹して、中小企業と民間金融機関の橋渡しとなることも考えられよう。

利用者のニーズ、信用補完制度の見直し、民間及び政府系金融機関の担保や保証に偏らない融資への取組等の状況を踏まえ、各種の改善策を検討することとした。

--	--